# 令和3年度 第1回 市川市多様性社会推進協議会

# 次 第

- 1. 委嘱状交付
- 2. 市長挨拶
- 3. 委員紹介
- 4. 議 題
  - (1) 市川市における取組状況報告
  - (2) 市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議 事項について
  - (3) その他
- 5. 事務連絡

# 市川市の現状(取組み)

平成 12 年 12 月 「市川市基本構想」を議決(資料1-1)

平成19年4月 「市川市男女共同参画社会基本条例」を施行(資料1-2)

令和元年 6月 「市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針」を施行(資料1-3)

令和 2 年 4 月 「市川市男女共同参画基本計画第 7 次実施計画」(令和 2~4 年度)に おいて「LGBT に関する理解促進のための啓発 | を重点・新規事業に位置づけ

(資料2)

令和 2 年 9 月 市民を対象とした「セクシャルマイノリティ(LGBT等)に関するアンケート」を実施

(資料3)

令和 2 年 12 月 「LGBTQ などの性的マイノリティに関する職員意識調査」を実施(資料 4-1)

(参考) 「市民アンケートと職員意識調査の比較」(資料4-2)

令和3年 1月 庁内部署を対象とした「性別表記調査」を実施(資料5)

その他の取り組み(資料6) ①ウィズレター

- ②多様性社会推進情報レター
- ③講演・講座
- ④市公式 Web サイトでの啓発
- ⑤広報いちかわ特集記事の掲載

# 課題

令和2年9月15日から10月13日の期間に市民を対象とした「セクシャルマイノリティ(LGBT等) に関するアンケート」を実施した結果、回答者の9割弱が、「セクシャルマイノリティが暮らしやすいまちをつく るための取組みが必要である」と回答している。このことから、市川市として取組みが必要であることが明ら かとなった。

一方、同年 12 月 14 日から同月 28 日の期間に全職員を対象として実施した同様のアンケート調査では、「どうすればよいのかわからない」といった意見が多く見受けられた。このことから、職員研修の充実や、窓口対応ガイドラインの作成などが庁内における今後の課題である。

# 今後の方針

市のセクシャルマイノリティの方々に対する必要な支援として、当事者からは、「パートナーシップ制度の 導入」がアンケートで1番多い結果となった。この結果を受け、「パートナーシップ制度」の導入を進める必要がある。

# (参考資料)他自治体の根拠法令等

#### 【渋谷区】

- ・渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例(資料7-1)
- ・渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例施行規則(資料7-2)
- ・【概要】渋谷区パートナーシップ証明について(資料7-3)

#### 【世田谷区】

- ·世田谷区基本構想(資料8-1)
- ・世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(資料8-2)
- ・世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(資料8-3)

#### 【千葉市】

- ·千葉市男女共同参画八-モニ-条例(資料9-1)
- ・千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (資料9-2)

#### 【総計市】

- ・総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例 (資料 10-1)
- ・総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則(資料 10-2)

# 市川市多様性社会推進協議会 協議項目一覧

	協議項目	細目		
第1回協議会	1 制度の目的	1 制度の目的 (趣旨)		
	2 制度の根拠	1 制度の根拠		
	3 制度のあり方	1 制度の種類		
		2 制度の対象者		
		3 パートナーシップの定義		
		1 居住地		
	4 申請要件	2 年齢		
		3 パートナーシップ関係		
第		4 近親者		
2	5 証明書等の交付に関すること	1 届出書類		
協議		2 通称使用		
会		3 手数料		
		4 発行形式		
		5 届出方法		
		6 交付方法		
		1 有効期間		
第3回協議会	6 有効性に関すること	2 パートナー解消時		
		3 一方が一時的に住所を市内に持たなくなる場合		
		4 転出時		
		5 パートナー死亡時		

# 協議項目1 制度の目的

# 1 制度の目的(趣旨)

【目的(案)】

多様性を尊重する社会の実現を推進するため、性的マイノリティであることに起因する日常生活の支障を取り除くための支援策として、パートナーシップ制度(仮)を設けるものとする。

(※市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針(資料1-3)第1条、7条第 2項第7号)

# ◆ 協議事項

制度の目的(趣旨)についてご確認いただきたい。

# 協議項目 2 制度の根拠

#### 1 制度の根拠

#### 【条例】

自治体	6/103 自治体				
メリット	・議会の議決を経て制定されることから、当該自治体の団体意思であることを示す ことができる。 ・制度としての安定性がある。				
デメリット	・議会の議決を経る必要があることから、実情に応じた制度内容に柔軟に変更するのに時間を要する。				

# 【6 自治体】

- ・渋谷区 「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」
- ·豊島区「豊島区男女共同参画推進条例(改正)」
- ・岡山県総社市「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」
- ·港区「港区男女共同参画条例(改正)」
- ・三重県いなべ市「いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例」
- ・国立市「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例(改正)」

#### 【要綱】

自治体	96/103 自治体					
メリット	・自治体内部の事務処理のための定めであることから、首長権限で制定できる。 ・実情に応じた制度として柔軟に対応することができる。(柔軟な制度改正が可能)					
デメリット	・制度としての安定性が弱い。(首長の考え方に左右されるおそれ)					

#### 【規則】1自治体

#### ◆ 協議事項

制度の根拠についてご意見を伺いたい。

# 協議項目3 制度のあり方

# 3-1 制度の種類

# 【証明】

自治体	渋谷区ほか				
意味	   当事者からの申請に基づき、パートナー関係にあることを公に確認し、証明する。 				
手続	合意契約・任意後見契約の公正証書作成 → 2 人で窓口へ申請 → パートナーシップ 証明の交付				

# 【宣誓·受領(受理)】

自治体	世田谷区、千葉市、総社市ほか多数				
意味	当事者が「決意」や「誠意」を示し、公に確認する。				
手続	宣誓書を受領(受理)し、宣誓書受領書(受理証明書・宣誓証明書)やカードを交付する。				

# 【登録】

自治体	港区ほか		
意味	当事者からの申出や申請に基づき、「帳簿」や「原簿」に記載する。		
手続	登録証明書やカードを交付する。		

# ◆ 協議事項

目的達成のため、より多くの方が利用できる、思いに寄り添った使いやすい制度としていきたい と考えるが、どのような形がよいかご意見を伺いたい。

# 【戸籍上の性別が同一である2人(カップル)のみ】

自治体	渋谷区ほか			
メリット	法律上の婚姻ができない「戸籍上の性別が同一のカップル」が利用できる。			
デメリット	・性自認が同性の場合は利用できないため、全ての性的マイノリティの方が利用できる制度ではない。(例:戸籍上男性・性自認男性の方と戸籍上女性・性自認男性の方)			

# 【「戸籍上の性別が同一である2人(カップル)」及び「性自認上の性別が同一である2人 (カップル)】

自治体	世田谷区ほか					
メリット	性自認の性別が同一である場合も利用できる。					
デメリット	・戸籍上の性別が異性である場合や、性自認上の性別が異性となる双方がトランスジェンダーの場合は対象外になる。(例:戸籍上女性・性自認男性の方と戸籍上男性・性自認女性の方)					
	・X ジェンダーやクエスチョニングも対象外になる。					

# 【一方又は双方が性的マイノリティである2人(カップル)】

自治体	総社市ほか			
メリット	全ての性的マイノリティの方が利用できる。			
デメリット	・「性的指向」や「性自認」を確かめる方法がないことから、実際には、事実婚カップルも利用可能となる。			

# 【性自認・性的指向を問わない(お互いを人生のパートナーと考える2人(カップル)】

自治体	千葉市ほか
・性自認、性的指向にかかわらず利用できる。 ・事実婚関係にある異性カップルも利用できる。	
デメリット	・事実婚を含めることから、制度の目的が曖昧になる。

# ◆ 協議事項

対象者の範囲についてご意見を伺いたい。

# 3-3 パートナーシップの定義

	「パートナーシップ」とは、
	男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である2者間
	の社会生活関係をいう。
渋谷区	【退出書類のうちの公正証書による合意契約書】
次日色	共同生活を営むに当たり、次の事項が明記された公正証書の作成
	・2人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。
	・2人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に
	必要な費用を分担する義務を負うこと。
	「同性カップル」とは、
世田谷区	互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性
	(自認する性を含みます。) を同じくする 2 人の者をいいます。
	「パートナーシップ」とは
	互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した 2 人の者の関係をいう。
千葉市	ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする 2 人の者が
	同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
	イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。
	「パートナーシップ」とは、
総社市	2 人の者が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っ
	ている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。

# 【制度を設けている自治体で共通する主な文言】

- ・「互いを人生のパートナーとし」
- ・ (継続的に)「生活を共にする」、「共同生活をする」(約束した方を含む)
- ・ (経済的、物理的、精神的な) 「相互の協力」
- ・「互いに責任」
- ・「同等の権利」
- ・「必要な費用分担」

#### ◆ 協議事項

対象の範囲により定義も変わると思うが、制度の要となることから、ご意見を伺いたい。

# 市川市基本構想

平成12年12月12日議決

#### 1 まちづくりの基本理念

私たちは、「人間尊重」「自然との共生」<mark>「協働による創造」</mark>の3つを基本理念としてまちづくりを進めます。

市川の今日までの発展は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築き上げられてきたまちづくりの成果です。さらに、私たちは将来を見極め、世代を超えて、誰もが共感できる平和で豊かな社会をつくりたいと願います。豊かさの受け止め方はさまざまですが、

生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、すべての人を認め合う「人間尊重」を基本とし、

多様な自然や、そこに生息する生物などと相互に良好な関係を保ち、豊かな地域社会を目指す「自然との共生」

さまざまな価値観や立場を認め合い、ともに力を合わせて地域社会を築き上げていく「協働による創造」

の3つを基本理念とします。

この基本理念を、市民共通の価値基準とし、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていきます。

#### 2 将来都市像

まちづくりの目標である将来都市像は、概ね25年後の市川の将来像をあらわすもので、次のとおり定めます。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

#### 3 まちづくりの基本目標と施策の方向

市川の将来都市像を実現するための基本目標と施策の方向を次のとおり定め、まちづくり を進めます。

#### 〔基本目標〕

- 1 真の豊かさを感じるまち
- 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3 安全で快適な魅力あるまち
- 4 人と自然が共生するまち
- 5 市民と行政がともに築くまち

#### 基本目標1 真の豊かさを感じるまち

私たちは、人生のどの時代においても、誰もが夢と活力に満ちた真の豊かさを実感できるようなまちをつくります。

誰もが幸せな人生のために、自由に夢を描き、その実現を強く望んでいます。夢の実現には、私たち一人ひとりの努力が必要です。また、それぞれの目標に応じて、幅広い可能性の中から自分の意思で進む方向を自由に選択できる社会をつくることも必要です。

このため、すべての人々が生涯を通して、いつでもどこでも学びたいときに学べること、

仕事や地域活動と子育てを両立できること、産業活動が活発で雇用が安定するとともに、新 しいビジネスに挑戦しやすい環境とすることなど、夢の実現に向けたさまざまな取り組みを 進めなければなりません。

さらに、社会全体でお互いを支え合う仕組みが用意されているなら、誰もが安心して夢の 実現に向けて挑戦することができると考えます。

安心して生活を送るには、万一のときに介護や医療などの心配がないこと、心が通いお互いを支え合う地域社会をつくることなどが必要です。このため、市民サービスの向上はもちろんのこと、ボランティアや企業などがそれぞれの立場で社会に貢献しやすい環境づくりを目指します。

また、家庭や身近な地域の中で、子どもから高齢者までが一緒に暮らすことは、世代間の対話、連携、助け合いを生み、そこから生活の知恵を学ぶこともできます。このような多世代が融合し、支え合い高め合うことのできる地域社会の実現に努めます。

これらの取り組みを通して、誰もが人生のすべての時代に、夢を描き心豊かに生きることのできるまちをつくります。そして、市川で暮らし、育った人々が「ふるさと」として誇りに思い、心に残るまちを目指します。

#### ●施策の方向————————————————真の豊かさを感じるまち

- (1) 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります
  - ○健康で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉の連携のもと、生涯にわたる心と体の 健康づくりを進めます。
  - ○必要で最適な医療が受けられるよう、医療施設相互の連携を深め、救急医療や在宅医療 などの地域医療体制の充実を図ります。
  - ○住み慣れた地域で健やかにすごせるよう互いに助け合い、支え合うことができる地域主 体の福祉社会の実現を目指します。
  - ○安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくりを進めます。
  - ○すべての人々が安全で安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
  - ○高齢者の知識と経験を、地域社会の中で活用できる環境の整備を進めます。
- (2) 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てます
  - ○一人ひとりの個性を尊重し、豊かな感性と創造力を持った子どもを育てる教育環境の整備を進めます。
  - ○ゆとりある学習環境の中で、自ら選択して学び、実践する子どもを育てます。
  - ○地域、学校、家庭が連携し、社会の一員としての自覚を持った、心身のバランスのとれた子どもたちを育成します。
- (3) 生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります
  - ○誰もが、楽しく心豊かに、それぞれのライフステージに応じた学習活動ができる環境の 整備を進めます。
  - ○学習成果が、社会の中で適切に評価され、発揮できるような体制づくりを進めます。
- (4) 誰もが安心して働くことができる環境をつくります

- ○高齢者、障害者、女性など、就業意欲を持ったすべての人々が安心して働くことができるよう、就労機会の拡充と雇用の安定確保を図ります。
- ○勤労者の良好な労働環境づくりを進めます。

#### (5) 人権を尊重し、世界平和に貢献します

- ○男女が社会の対等なパートナーとして、その能力と個性を発揮し、ともに責任を担う男 女共同参画社会をつくります。
- ○人権の尊さを認識し、すべての人が個人として尊重される地域社会をつくります。
- ○異なる民族や文化との交流を通して、世界の人々と共生できる地域に根ざした国際化の 実現に取り組みます。
- ○人類が平穏に生活できるような世界を目指し、文化、教育、スポーツなど、さまざまな 分野での国際交流を推進し、世界平和に貢献していきます。

#### 基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

私たちは、日々の暮らしの中に「ゆとり」、「やすらぎ」、「楽しみ」、「遊び」などを求めます。そして、それらを生み出すため、暮らしの中に彩りのある文化と芸術を育みます。

市川の文化は、万葉の歌などに象徴される歴史文化や、市川にゆかりのある多くの芸術家、 文化人の活動などにより広く知られてきました。これらを、市民生活に活かすとともに、市 川の個性として外に向かって発信し、交流を深めるなど、まちづくりに活用していく必要が あります。

一方、このような市川固有の文化的資産に加え、地域の人々の生き方、暮らし方から生まれ、人々の暮らしの中に息づく「まちの文化」といえるものがあります。

まちの文化とは、身近な芸術・文化活動や私たち一人ひとりの価値観、生活様式から、市 民活動までも含めた暮らし方すべてを幅広く文化として捉えるものです。

暮らしが多様化してゆとりが生まれ、自分自身の生活を重視するこれからの時代は、この「まちの文化」が人生に豊かさをもたらす重要な要素にもなります。そして、これを高めることは私たちの暮らしの中の豊かさを高めることにつながります。

このため、身近な芸術・文化活動、生涯学習活動や公共心を持って、地域に貢献する活動を活発化させるなど、多くの人々が参加して、お互いの生活に潤いをもたらす地域づくりが必要です。さらに、これらの活動を担う人材を育成し、地域に根づかせていく必要があります。また、国際化の進展によるさまざまな交流の中で、新しい文化の創造にも努めなければなりません。

このようにして私たちは、「まちの文化」と従来の文化的資産や芸術的資産を融合し、日々の暮らしの中に取り入れ、楽しみ、味わい、創造することにより、響き合う彩り豊かな市川の文化を育み、交流と活気が生まれるまちをつくります。

- ●施策の方向────────────────────────彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- (1) 芸術・文化を身近に感じるまちをつくります
  - ○心に感動を与え、生活にやすらぎと潤いをもたらす優れた芸術と、身近に接する機会を 拡充します。
  - ○より多くの市民が、気軽に芸術・文化活動を行えるように支援します。

- (2) 文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします
  - ○文化的資産を後世に継承するため、整備・保存するとともに、広く発信し、まちの活性 化に活かします。
  - ○地域の風俗・習慣や伝統芸能を保存、継承し、地域の活性化につなげます。
- (3) 暮らしの中で「まちの文化」を育みます
  - ○さまざまな文化や習慣を持った人々との交流の機会を充実し、相互理解を深めながら、 新たな融合文化の創造を図ります。
  - ○暮らしの中の文化を大切にし、ふれあいや思いやりの心を持って地域活動などを行い、 生活に潤いをもたらす「まちの文化」を育てます。

#### 基本目標3 安全で快適な魅力あるまち

私たちは、安全で快適な都市環境のもとで、人と人とが交流する魅力に満ちたまちづくりを進めます。

安全は安心して暮らすための必須の条件です。このためには、災害に強いまちをつくり、 生命や暮らしを脅かす犯罪や交通事故などの危険から人々を守り、環境に負荷をかけず、自 然と調和したまちをつくらなければなりません。

また、これまでの機能性、効率性に加え、ゆとりや潤いといった快適性を重視したまちづくりが必要です。道や広場など都市の生活空間の質を高め、それぞれの地域や場所の特性を活かした魅力づくりを進めるとともに、事業活動が活発になるような都市環境づくりを目指します。

そして、生活を便利で広がりのあるものにしてくれる情報通信技術を、行政サービスやま ちづくりに活かすことも欠かせません。

さらに、主要な道路や臨海部の整備などの機会を活かしながら、広域的な視点に立って、 人にやさしい安全で快適な都市の整備を図ることも重要です。

快適で高水準の都市環境のもとには、多彩な人々が集まり、新たな都市活動を生み出す地域の力が芽生えます。そしてこの力により、市川の個性や機能が高められ、さらに人材が集まるようになります。この好ましい循環のなかで、未来を担う世代も育ちます。

このようにして、私たちは、快適な都市環境のもとで、市川ならではの地域の魅力により、 人が集まり、育ち、自らの力で発展するまちをつくります。

- ●施策の方向----安全で快適な魅力あるまち
- (1) 安全で安心して暮らせるまちをつくります
  - ○災害から市民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実、都市基盤の整備を進め、 災害に強いまちづくりを推進します。
  - ○交通安全対策や、防犯活動を積極的に進め、安全で安心できる生活環境づくりを進めます。
- (2) 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます
  - ○高齢者や障害のある人に配慮した歩道の整備など、すべての人々が安全で快適に生活で きるよう、人にやさしいまちづくりを進めます。
  - ○市民生活の利便性や円滑な経済活動が行えるよう、広域的な幹線道路と連携した地域内

道路の整備を進めます。

- ○新しい時代に合わせた交通手段も見据え、総合的な交通体系の整備、確立を図ります。
- ○効率的で計画的な下水道の整備を進め、河川の水質を保全し、清潔で快適な生活環境を つくります。
- ○都市の成熟化に応じて、老朽化した公共施設の適切な維持管理を行うほか、他の用途へ の転換など有効な施設利用を図ります。
- (3) 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります
  - ○地域の生活・文化・産業・自然環境などの特性を活かした適切な土地の有効利用を図ります。
  - ○利便性や防災機能の向上のため、主要駅周辺における再開発や、既成市街地の再整備を 図ります。
  - ○自然や文化的資産などを活用しながら、快適性、安全性などに配慮した景観の形成を進めます。
- (4) 産業を振興し、活力あるまちをつくります
  - ○商店及び商店街の活性化を図り、にぎわいと出会いのあるまちをつくるため、地域のふれあいを大切にした商業環境づくりを促進します。
  - ○産業構造の変化や技術的な革新にも対応できるよう、企業の経営基盤を強化するととも に、新産業の振興、集積を図ります。
  - ○市民と共存する都市型農業と水産業の振興を図り、市民が身近な農産物や水産物などの 恵みを享受できるように努めます。

#### 基本目標4 人と自然が共生するまち

私たちは、快適で住み良い環境を目指して、その保全と創造に努め、自然と共生するまちを次世代に引き継いでいきます。

市川には、川や海、黒松や北部台地の緑など、心の中に「ふるさと」をイメージさせる自然が残されています。また、私たちの生活に欠かせないエネルギー資源も自然の恩恵に支えられています。

しかし、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会は、地球規模での環境に深刻な影響を及ぼしています。

自然の循環は地球的な広がりを持ち、江戸川や真間川など身近にある川も、私たちの生活を支えながら東京湾へ、そして世界をつなぐ太平洋へと流れています。同様に、私たちの日常生活から発生する環境への負荷が、地域、都市と次第に大きな流れとなって地球環境にまで影響を及ぼしていきます。私たちは、このような循環という自然の摂理を理解し、一人ひとりの生活が地球環境問題と無縁でないことを自覚して、身近な地域で地球環境に配慮した取り組みを実践する必要があります。

そのため、省資源・循環型の社会を実現させるとともに、大気汚染、水質汚濁、地下水・土壌汚染などの防止や環境への負荷の軽減に努めなければなりません。

さらに、貴重な自然を大切に保全し、失われた自然をとりもどすことも重要です。北部を

中心とした農地や東京湾の漁場も今や大切な都市の自然であり、このような自然を都市づくりに活かすとともに、身近に親しめる緑と水辺空間の新たな整備が必要です。

自然環境は、市川に生まれ育つ子どもたちが、未来をつくっていくための重要な土壌となります。私たちは、一人ひとりの自覚と実践により、かけがえのない自然を守り、自然と共生するまちをつくります。

- ●施策の方向――――人と自然が共生するまち
- (1) 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります
  - ○貴重な自然環境や多様な生態系を保全するため、人と自然が共生できる仕組みとライフ スタイルの確立を進めます。
  - ○市内に点在する斜面樹林や農地の緑、市街地の黒松など良好な緑地の保全、創造に努め、 緑豊かな環境づくりを進めます。
  - ○本市の貴重な財産である湧水、川、海などの水環境を活かし、人々が気軽に親しめる水 辺空間の保全、創造に取り組みます。
  - ○自然の中で営まれる農業や漁業の環境保全機能を活かしたまちづくりを進めます。
- (2) 環境への負荷の少ないまちをつくります
  - ○市民、事業者、行政が一体となって、省資源、省エネルギーの推進に取り組み、環境負荷 の少ないまちをつくります。
  - ○環境に関する教育や学習の機会を拡充し、環境活動を活性化します。
  - ○新たな環境汚染物質への対応をはじめとする環境保全の取り組みを充実し、安全で住み よいまちをつくります。
- (3) 廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります
  - ○市民、事業者、行政が一体となり、廃棄物の減量化や資源化を積極的、計画的に推進し、 ごみを出さない生活様式の確立を図ります。
  - ○持続的に発展が可能な社会を目指し、限られた資源を有効に利用する資源循環型社会を 構築します。

#### 基本目標5 市民と行政がともに築くまち

私たちは、豊かな未来を築くために市民と行政が協働してまちづくりを進めます。

社会の発展とともに物の豊かさを手に入れることができるようになった<mark>今日、私たちは、自分の価値観に基づき、自分らしい生き方を追求するようにもなりました。</mark>しかし、その一方で社会に対する関心や責任感が薄らいでいくことのないようにすることも大切です。個人生活の充実は社会とともにあり、<mark>誰もが自分らしく生きられる社会をつくる</mark>ために、その役割をともに分かち合うことが必要です。

本来、まちづくりは社会全体の幸福を高めることが目標です。しかし、個人の価値観が多様化した今日では、社会全体の幸福への理解も一様ではなくなりました。地球環境問題や少子高齢社会への対応、地方分権の推進など、これからのまちづくりの課題を解決するためには、社会を構成するすべてのものが協働して取り組まなければなりません。

そのため、従来の市民と行政の関係を改めて見直し、新しい「対等と協力」の関係のもとで、よりよいまちづくりの方向を見極め、行動していくことが重要です。

市民と行政が情報を共有し、知恵を出し合い、役割を分担し、その実践に向けた体制の充実を図っていきます。

これらの取り組みを通して、市川の豊かな未来のために、市民と行政が対等な関係で「ともに考え」、「ともに選び」、「ともに行動する」、市民と行政が協働するまちをつくります。

- ●施策の方向———市民と行政がともに築くまち
- (1) 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります
  - ○多くの市民が市政に参加できる機会や仕組みづくりを充実します。
  - ○情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有化を図ります。
- (2) まちづくりのための新しいコミュニティをつくります
  - ○市民一人ひとりが地域への愛着を持ち、地域活動や市民同士の交流を通して、住みよい 地域社会を形成できるようなコミュニティづくりを進めます。
  - ○ボランティア活動やNPO活動などへの参加意欲を高めるとともに、自発的活動を支援 します。
- (3) 分権時代にふさわしい行財政運営を推進します
  - ○都市の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ります。
  - ○市民の多様な行政需要に対応するため、簡素で効率的な行政運営と健全で安定した財政 運営の確立を図ります。
  - ○市域を超えて広がる市民生活や経済活動に対応するため、近隣自治体をはじめ、国、県 との連携による広域行政を推進します。
- (4) 情報通信技術を市民生活の向上に活かします
  - ○情報通信技術を通して、市民サービスの向上を図り、誰もがより快適に暮らせるまちづくりを進めます。
  - ○これからの情報社会において、すべての市民が等しくその恩恵を享受し、また、不利益 を被ることがないよう環境整備を進めます。

#### 4 むすびに

市川のまちは、人々が住み、働き、学び、憩う場として、はるか縄文の時代から現在、そして未来へと、時代の流れや社会の変化を受けながら、姿を変えて生き続けていきます。

私たちは、一人ひとりが輝きながら安心していきいきと暮らし、笑顔と思いやり、愛着と 誇りを持って、この市川に住み続けていきたいと願い、心の底からふるさとと呼べるまちを つくり、次世代へと引き継いでいかなければなりません。

この基本構想は、21世紀の第一四半世紀を展望したまちづくりの目標を、市民と行政が共有し、協働して実現していくための道標(みちしるべ)となるものです。

私たちは、目標とするまちづくりが確実に実現し、大きな成果をあげられるよう、施策を 常に検証・評価し、ここに定める市川の将来都市像に一歩ずつ近づくよう努めていきます。

#### 市川市男女共同参画社会基本条例

平成18年12月20日条例第53号

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 市が行う男女共同参画社会を実現するための基本的施策(第8条-第12条)
- 第3章 市川市男女共同参画推進審議会(第13条)
- 第4章 補則(第14条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、男女が互いに人権を尊重し、共に 平等に社会参画し、生き生きと安心して暮らしていける市川市を築くことを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において「男女共同参画社会」とは、男女が、その特性をいかし、必要に応じて適切に役割分担しつつ、互いが対等の立場で協力し、補完し合って、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、個性と能力を最大限に発揮することができる社会をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる社会が構築されることを基本理念として、 行われなければならない。
  - (1) 男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
  - (2) 男女が男らしさ、女らしさを否定することなく、互いにその特性を認め合い、尊厳を 重んじる社会
  - (3) 男女が共に市民生活において、対等な立場で活動に参画し、責任を分かち合う社会
  - (4) あらゆる暴力が根絶された社会

(実現すべき姿)

- 第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の実現のために、次に掲げる実現すべき 姿の達成に努めるものとする。
  - (1) 家庭において実現すべき姿
    - ア 家族一人一人が家庭尊重の精神に基づいた相互の理解と協力の下、それぞれの個性 を大切にする家庭
    - イ 家族が、生活設計の中で学習、仕事、家事、子育て、介護、地域活動等その時々に応 じた多様な組み合わせの生き方を自ら選択することができ、それぞれの能力及び適性 を認め合うことができる家庭
    - ウ 専業主婦を否定することなく、現実に家庭を支えている主婦を家族が互いに協力し、 支援する家庭
    - エ 子を産むという女性のみに与えられた母性を尊重するとともに、育児における父性 と母性の役割を大切にし、心身共に健康で安心して暮らせる家庭

- オ ドメスティック・バイオレンス (配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) 又は配偶者であった者に対する暴力 的行為 (身体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為をいう。以下同じ。) 及びこれらの暴 力的行為に付随して起こる子への暴力的行為をいう。) や虐待の存在しない家庭
- (2) 地域において実現すべき姿
  - ア 男女がその特性をいかしつつ、平等に地域の活動に参画し、互いに協力していくことができる地域
  - イ 男女の積極的な社会参画により、多様な能力が発揮される活力ある地域
- (3) 職場において実現すべき姿
  - ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、 研修、昇進等について性別を理由とする差別のない職場
  - イ 男女が共に長時間労働、過剰なストレス等から解放され、家庭生活、地域活動等へのゆとりを持つことができる職場
  - ウ 男女が子育て又は介護のための休暇及び休業を積極的に取得できるようになること により、仕事と家庭の両立ができる職場
  - エ 妊娠期、出産期、育児期、更年期等の女性の生涯の各段階に応じて、適切な健康管理が行われ、母性及び子の最善の利益が尊重される職場
  - オ セクシュアル・ハラスメント (異性に対して、その意思に反して行われる性的な言動をいう。)のない、快適で安心して働くことができる職場
  - カ 自営の商工業又は農林水産業において、女性の労働が正当に評価される職場
- (4) あらゆる教育の場において実現すべき姿
  - ア 男女が互いにその特性を尊重しつつ、それぞれの人権を大切にする教育
  - イ 必要に応じて適切に名簿の作成が行われる等、区別と差別とが混同されることのない運営がなされる教育
  - ウ 男女別実施による運動種目の設定、男女別室での更衣等が行われる等、思春期の性 別に配慮した教育
  - エ 心と体のバランスや生命の尊厳に配慮し、発達段階に応じて適切に行われる性教育
  - オ 進路指導において、個人の能力や適性が尊重される教育
  - カ 社会生活に必要な家事、子育て、介護、ボランティア等の体験を重視した教育
  - キ 男女共同参画社会の正しいあり方について学び、実践する教育

(市の責務)

- 第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現を市の施策 の基本として、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。
- 2 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければ ならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、男女の特性を尊重しつつ、男女共同参画社会の実現のために自ら行動するとともに、市が行う男女共同参画社会の実現に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、 男女が共に家庭と仕事の両立を可能とするための職場環境を整備し、男女共同参画社会の 実現を推進するとともに、市の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 市が行う男女共同参画社会を実現するための基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、 基本的な計画を定めるものとする。

(年次報告等)

- 第9条 市長は、前条の基本的な計画に基づく施策の実施状況について年次報告書を作成するものとする。
- 2 市長は、男女共同参画社会の実現に関する施策について調査研究をするとともに、この 施策の成果について評価を行うものとする。
- 3 市長は、前2項に規定する事項について、市川市男女共同参画推進審議会に報告すると ともに、市民に公表するものとする。

(広報活動等)

- 第10条 市は、市民及び事業者の理解を深めるよう、この条例の内容について周知するため の広報活動をしなければならない。
- 2 市は、教育や男女平等に関する相談業務に携わる人を対象に、男女共同参画社会の実現 を推進するための啓発を行わなければならない。

(市の人事管理等における公平の確保等に関する措置)

第11条 市は、男女共同参画社会の実現を推進するため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を公平かつ適切に評価するとともに、性別による不利益が生じることのないよう努めなければならない。

(苦情処理)

- 第12条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の実現の推進に関する施策又は男女共同参画社会の実現の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。
- 2 市長は、前項の申出があった場合において、特に必要があると認めるときは、市川市男 女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

第3章 市川市男女共同参画推進審議会

- 第13条 本市に、男女共同参画社会の実現を推進するため、市川市男女共同参画推進審議会 (以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、男女共同参画社会の実現に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議 するとともに、必要に応じ建議することができる。
- 3 審議会は、非常勤の委員15人で組織する。
- 4 委員は、男女共同参画社会の実現に関する事項について深い理解と見識のある人のうちから市長が委嘱する。
- 5 市長は、委員を委嘱しようとするときは、その一部について公募を行うものとする。

- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、2回を超えて再任されることができない。
- 8 審議会の事務は、総務部において処理する。
- 9 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 一部改正 [平成23年条例 4 号]

第4章 補則

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(市川市男女平等基本条例の廃止等)

- 2 市川市男女平等基本条例(平成14年条例第33号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行前に行われた前項の規定による廃止前の市川市男女平等基本条例(以下「旧条例」という。)に基づく措置がこの条例に違反していると認められるときは、市又は事業者は、速やかに、是正措置を講じなければならない。

(審議会に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧条例第16条第4項の規定により委嘱された同条第1項に規定する審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、施行日において、第13条第4項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 5 前項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第13 条第6項の規定にかかわらず、その者の旧条例第16条第6項の規定による任期からその者 が旧審議会の委員として在任した期間を控除した期間と同一の期間とする。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成3年条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

#### 市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針

はじめに

我が国では、日本国憲法において<mark>個人の尊重と法の下の平等</mark>がうたわれており、その実現に向けて様々な取組がなされてきました。

個人の尊厳が尊重され、性別、性自認、性的指向、国籍、民族、年齢、障がいの有無等、様々な社会的属性にかかわらず、互いの多様性を認め合い、すべての人が自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、いつの時代にも共通する変わらない市民の願いです。

一方で、私たちを取り巻く社会環境は絶えず変化を続けており、その影響を受けて人々の暮らしや考え方も変化しています。新しい社会環境に対応し、持続的にまちの活力を生みだすためには、<mark>多様な生き方を選択することができる地域社会をつくり、すべての人々が自らの能力を十分に発揮することが必要です。</mark>

そこで、市川市では、市、市民及び事業者がこうした理念を共有し、三者が一体となって協力することで、<mark>多様性を尊董する社会の実現を推進します。</mark>

(目的)

第1条 この指針は、多様性を尊重する社会の推進に関し、基本となる理念及び多様性を 尊重する施策(以下「多様性社会推進施策」という。)の基本的な事項を定めることによ り、多様性を尊重する社会を形成し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現 に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 多様性 性別、性自認(自己の性別についての認識をいう。以下同じ。)、性的指向 (どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。以下同じ。)、国籍、民族、年齢、 障がいの有無等について、人々の持つ個性がそれぞれに異なっていることをいう。
  - (2) 市民 市内に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
  - (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
  - (4) 性的マイノリティ 性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々をいう。
  - (5) 外国人等 日本国籍以外の国籍を有する者、日本国籍を有する外国出身者、日本国籍を有する外国にルーツを持つ者をいう。

(基本理念)

- 第3条 多様性を尊重する社会を推進するための基本理念(以下「基本理念」という。)は、 次のとおりとする。
  - (1) すべての人が多様性を認め合い、個人が尊重され、自分らしく生きることができること。
  - (2) すべての人が自らの意思に基づき、多様な生き方を選択し、能力を発揮することができること。

(3) すべての人が社会のあらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合い、協力し合うことができること。

(市の役割)

- 第4条 市は、基本理念を踏まえ、多様性社会推進施策を実施するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、多様性社会推進施策の実施に当たっては、市民及び事業者と連携し、協力して 取り組むものとする。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、基本理念を踏まえ、多様性を尊重する社会の推進について理解促進に努めるものとする。
- 2 市民は、家庭、学校、職場、地域、その他社会のあらゆる分野の活動において、多様 性を尊重する社会の推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、基本理念を踏まえ、多様性を尊重する社会の推進について理解を深め、 その事業活動において、多様性を尊重する社会の形成に向け必要な措置を講ずるよう努 めるものとする。
- 2 事業者は、市が実施する多様性社会推進施策に協力するよう努めるものとする。

#### (基本的施策)

- 第7条 多様性社会推進施策は、次に掲げるものを基本とする。
  - (1) 多様な性に対する理解の促進
  - (2) 性的マイノリティであることに起因する日常生活の支障を取り除くための支援
  - (3) 外国人等への情報の多言語化等、外国人等が安心して安全に暮らせるための支援
  - (4) 外国人等との交流の促進
  - (5) 外国人等に対する偏見又は差別の解消
  - (6) その他互いの人権を尊重し多様性を認め合う地域社会づくりの推進
- 2 市長は、前項に定める基本的施策を効果的に推進するため、必要な教育又は啓発を積極的に行うものとする。

附 則

この指針は、令和元年6月1日から施行する。

# 市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画

(令和2年度~令和4年度)



令和2年3月 市 川 市

# 第 1章 第7次実施計画の策定にあたって

#### 1 実施計画策定の趣旨

市川市では、「市川市男女共同参画社会基本条例」(以下「基本条例」という)に基づく基本計画として、平成20年8月に「市川市男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という)を策定し、基本条例に明記されている基本理念と基本計画の主要課題を明らかにしました。

第7次実施計画(以下「実施計画」という)は、第6次実施計画に続き、基本計画の実現に向けた施策を、計画的に実施するために策定するものです。

#### 2 実施計画の位置づけ

本実施計画は、基本計画に基づく具体的な事業計画として位置づけます。

また、本実施計画の一部を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年9月4日法律第64号 以下「女性活躍推進法」という)の推進計画(以下「女性活躍推進計画」という)として位置づけます。

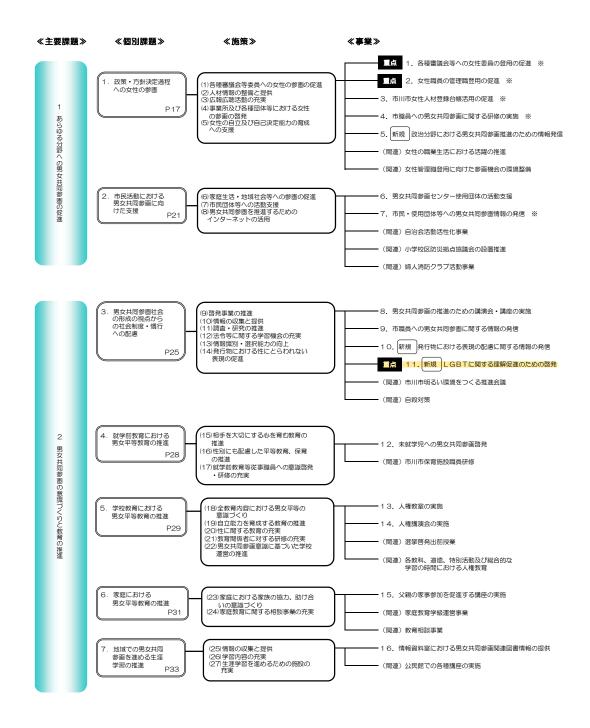
#### 3 実施計画の期間

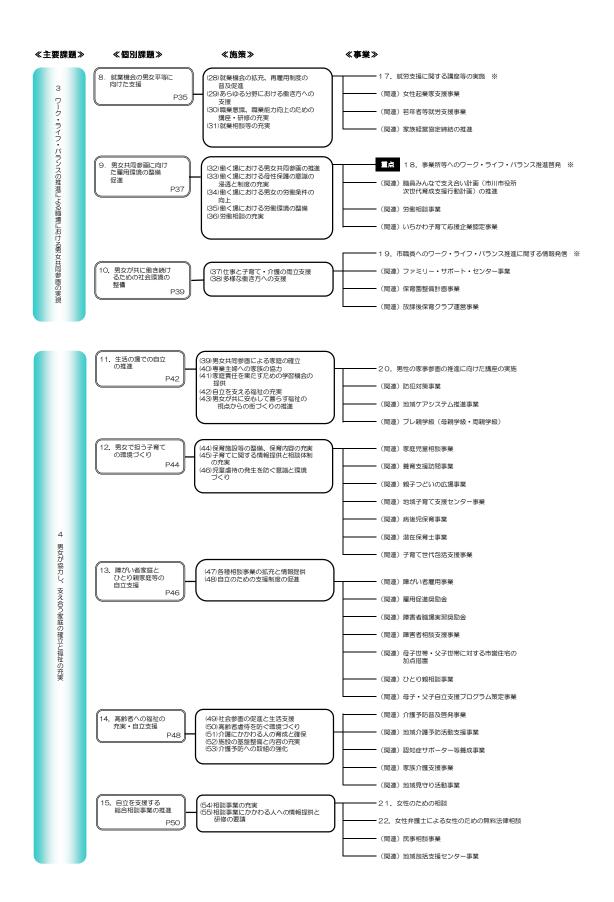
本実施計画の期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間とします。 「女性活躍推進計画」の期間についても同様とします。

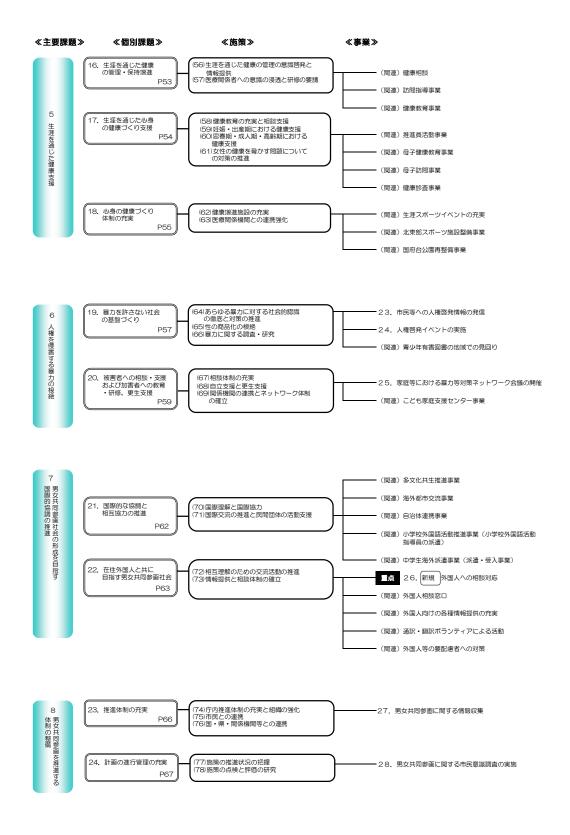


#### 4 基本計画と実施計画事業の体系図

基本計画は、8の主要課題、24の個別課題、78の施策に体系化されています。 施策にそって各事業を行っていきますが、そのうち28事業を、本実施計画における進行管理事業としています。







# 第4章 第7次実施計画の考え方

本実施計画は以下のような考え方に立って策定しています。

- ① 実効性のある実施計画とするため、できる限り適切な目標値や明確な期間を設定するとともに、その達成状況について進行管理を行います。
- ② 本実施計画と関連する行政計画の施策と相互の連携を強めることにより、効果的に計画を推進していきます。
- ③ 市民の視点での評価として、主要課題ごとに成果指標(アウトカム指標)を設定します。

#### 1 事業選定の考え方

本実施計画の事業の選定にあたっては、「第6次実施計画」の成果と課題を踏まえ、 事業を整理するとともに、強化していくべき課題については対応する既存事業の内 容の見直しを行い、また、新規事業を加え、計画事業に位置づけました。

また、計画の実効性を高めるため、本実施計画で進行管理していく事業と関連計画等に進行管理を委ねる事業に分けています。

# 第6次実施計画

進行管理事業・・・・・・・・29事業

関連事業・・・・・・・・・61事業



新規事業・・・・進行管理事業・・・4事業

追加事業・・・・関連事業・・・・・8事業

統合事業・・・・進行管理事業・・・5事業

廃止事業・・・・関連事業・・・・・2事業



# 第7次実施計画

進行管理事業・・・・・・・・28事業

関連事業・・・・・・・・・67事業

#### 2 重点事業選定の考え方

平成30年度のe-モニターアンケートによる男女共同参画施策に対するニーズからは、DVやセクハラへの対策、職場のワーク・ライフ・バランスの推進、女性の就労支援等が求められていることが確認できました。また、男女共同参画に対する意識の動向からは、外国人の暮らしやすさや安心、安全への配慮に対しても、男女共同参画の役割が期待されていることがわかります。

そこで、国や千葉県の課題も踏まえ、最も市民に身近である行政主体として、本 市では、下記の事業を重点的に取り組み、市民への高品質なサービスの提供を目指 します。

- ・政策・方針決定過程により多くの女性が参画できるように推進する事業
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進を含め、女性を含めた多様な主体が、自分の意思で社会に参画できるように推進する事業
- ・LGBTや外国人に対する差別や偏見をなくし、多様な生き方が認められ、誰も が暮らしやすいまちとなることを推進する事業

#### 3 進行管理事業とその目標設定について

本実施計画に位置づけられている進行管理事業については、毎年度、評価、検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。また、各事業を着実に実行していくだけではなく、計画実施期間中の男女共同参画推進に関する社会情勢の変化、市民からの要望など必要に応じて、本実施計画のローリングを行います。

男女共同参画社会の実現を目指し、目標値の達成にとどまらず、積極的に事業を実施していきます。一部、目標値を設定することが事業の目的に適さない場合については、目標値を設定していません。

# 4 関連事業について

本実施計画と関連する行政計画(関連計画)に位置づけられている事業のうち、 本実施計画の主要課題、個別課題に合致する事業です。この事業のうち、進捗管理 が可能なものは、関連計画において進捗管理していきます。

#### 5. 事業の表記について

本実施計画の進行管理事業については、事業一覧において下記の表記を用いています。

重点 本実施計画の重点事業です。

新規 本実施計画の新規事業です。

※ 女性活躍推進計画の実施事業として位置付けている事業です。

#### 6 評価について

本実施計画の評価は目標値と実績からの評価とし、年次報告書を作成します。年次報告書では、3年間の目標値、当該年度の実績と取組状況、今後の課題等を記載します。

進行管理事業の評価については、4段階評価を行います。

口十分達成できた 口概ね達成できた 口やや不十分だった 口不十分だった

# 7 事業一覧



#### 個別課題

# 3

# 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

社会制度や慣行が社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとなるよう、広報、啓発に努めます。

# ■ 基本計画における施策

- (9) 啓発事業の推進
- (10) 情報の収集と提供
- (11) 調査・研究の推進
- (12) 法令等に関する学習機会の充実
- (13) 情報識別・選択能力の向上
- (14) 発行物における性にとらわれない表現の促進

# ~~~~~~~~~~~ 進 行 管 理 事 業

事	業	名	8. 男女共同参画の推進のための講演会・講座の実施			
事	業概	要	市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、講演会・講座等を、男女共同参画センター使用団体との協働等により実施します。			
所	管	課	多様性社会推進課			
指		標	男女共同参画の推進のための講演会・講座の実施回数			
B	標		現 状 (平成30年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		値	21 🛭	20回以上	20回以上	20回以上

事	業	名	9. 市職員への男女共同参画に関する情報の発信							
事	業概	要		職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進 できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。						
所	管	課	多様性社会推進課							
指		標	市職員への男女共同参画情報の発信回数							
	標	値	現 状 (平成 30 年度)	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度				
			50	40	40	40				

事	業	名	10.発行物における表現の配慮に関する情報の発信 新規						
事	業概	要	市の発行物において、性別役割分担意識が改善されより多様で適切な表現に 配慮されるよう、男女共同参画の視点を取り入れた表現に関する情報を発信 します。						
所	管	課	多様性社会推進課						
指		標	市職員への発行物における表現の配慮に関する情報の発信回数						
	標	標値	現 状 (平成30年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度			
			00	1 🛭	1 🗆	1 🗆			

事	業	名	11. LGBT(★)に関する理解促進のための啓発 重点 新規							
	業概	要	LGBTに対するE	里解不足や偏見をな	くし、すべての人か	個人として尊重さ				
事			れ、誰もが暮らしやすいまちとなるよう、LGBTに関する正しい情報の提							
			供や理解促進のため	めの啓発を行います	0					
所	管	課	多様性社会推進課							
指		標	LGBTへの理解の促進に関する啓発活動の回数							
	標		現 状 (平成 30 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度				
		値	20	2回以上	2回以上	2回以上				

# ★ LGBT

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー (心と体の性の不一致を感じている人)の英語の頭文字をとった、性的少数者の総称。電通ダイバー シティ・ラボの平成30年の調査では、20~59歳の日本人の8.9%がLGBTと答えています。

事業名 【所管課】	事業概要	関連計画
市川市明るい環境をつく る推進会議 【教育センター】	市内25の推進団体が協力し、青少年の健全 育成・非行防止への積極的な取り組みを推進 することで、青少年が明るく健やかに成長す るための環境づくりを目指し、薬物乱用防止 キャンペーンとして啓発リーフレットを配布 しています。	市川市教育振興基本計画
自殺対策 【保健センター健康支援 課】	本市の自殺・自殺未遂の実態に応じた効果的な自殺対策を展開し、自殺者数・自殺未遂者数の減少を図ります。また自死遺族の心理的・社会的な回復を手助けする他、心の健康に関する知識の普及・啓発を図ります。	いのち支えるいち かわ自殺対策計画 (第2次)

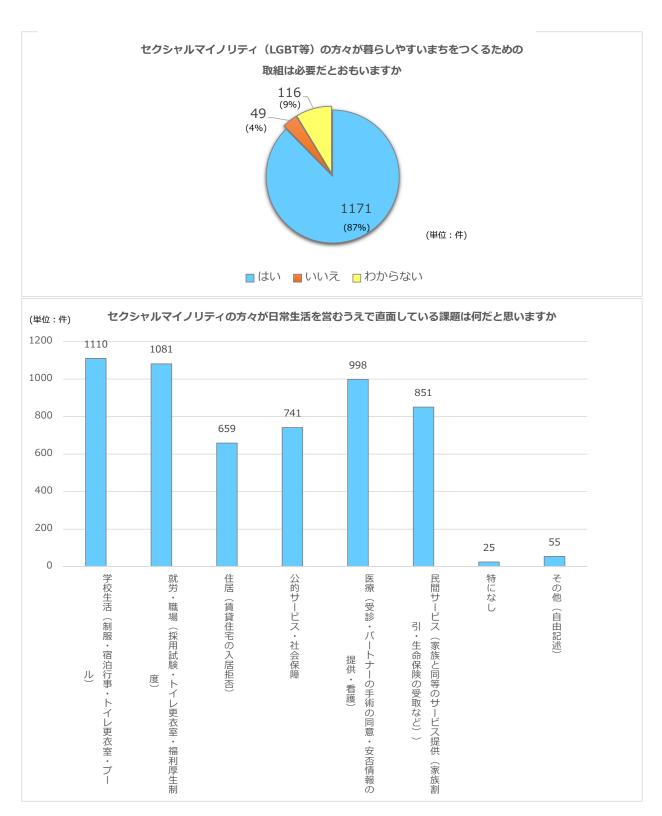
#### セクシャルマイノリティ(LGBT等)に関するアンケート

調査期間:令和2年9月15日(火)~令和2年10月13日(火)

対象:市民

回答数:1,336人

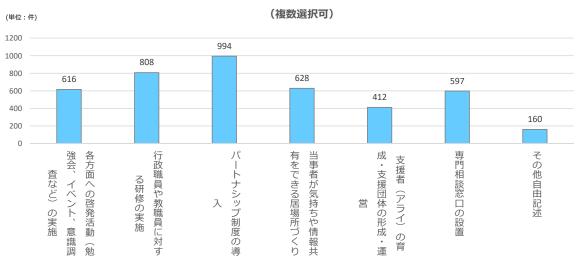
調査方法: LINE・Twitter・Facebookによるアンケートフォームの配信



#### 【市民アンケート集計結果について】

- ・市民アンケートでは90%近くがセクシャルマイノリティが暮らしやすいまちをつくるための取組が必要と回答。
- ・必要な支援としてはパートナシップ制度の導入が1番多く、次いで行政職員や教職員への研修の実施、各方面への 啓発活動となった。
- ・セクシャルマイノリティが日常直面している課題については学校や職場、医療についての回答が多かった。
- ・当アンケートでは当事者であると回答した人が18%、分からないと回答した人が7%となった。

#### セクシャルマイノリティの方々に対する必要な支援は何だと思いますか



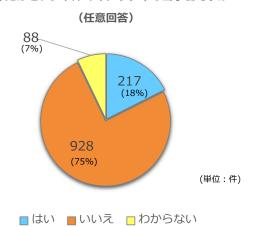
#### 当事者

非当事者

順位	項目		割合	順位	項目	回答数	割合
1	パートナーシップ制度の導入		24%	1	パートナーシップ制度の導入	643	24%
2	行政職員や教職員に対する研修の実施		19%	2	行政職員や教職員に対する研修の実施	532	19%
3	各方面への啓発活動(勉強会、イベント、意識調査など)の実施	126	15%	3	当事者が気持ちや情報を共有できる居場所づくり	416	15%
4	専門相談窓口の設置		14%	4	専門相談窓口の設置	399	15%
5	当事者が気持ちや情報を共有できる居場所づくり		13%	5	各方面への啓発活動(勉強会、イベント、意識調査など)の実施	396	14%
6	支援者(アライ)の育成・支援団体の形成・運営	103	12%	6	支援者(アライ)の育成・支援団体の形成・運営	248	9%
7	その他	30	3%	7	その他	109	4%
計		842	100%			2743	100%

<sup>※「</sup>あなたはセクシャルマイノリティ(LGBT等)の当事者ですか」について、「はい」と回答した人を当事者、「いいえ」と回答した人を非当事者としている。 「わからない」、無回答は含んでいない。

#### あなたはセクシャルマイノリティの当事者ですか



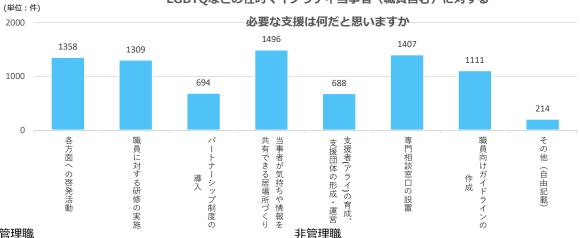
### LGBTQなどの性的マイノリティに関する職員意識調査

調査期間:令和2年12月14日(月)~令和2年12月28日(月)

対 象:全職員 回答数:3,656人

調査方法:インターネットを用いたアンケート調査を主とし、PC回答環境のない職員については紙で調査

### LGBTQなどの性的マイノリティ当事者(職員含む)に対する



管理職		施	のの	りを	非管理職	
	順位	項目	回答数	割合	順位	
	1	各方面への啓発活動	150	20%	1	居

順位	項目	回答数	割合	順位	項目	回答数	割合
1	各方面への啓発活動	150	20%	1	居場所作り	1,206	19%
2	職員に対する研修の実施	146	19%	2	専門相談窓口の設置	1,097	17%
3	専門相談窓口の設置	125	17%	3	各方面への啓発活動	1,091	17%
4	居場所作り	117	16%	4	職員に対する研修の実施	1,035	16%
5	職員向けガイドラインの作成	108	14%	5	職員向けガイドラインの作成	889	14%
6	支援者の育成、支援団体の形成	52	7%	6	パートナーシップ制度の導入	583	9%
7	パートナーシップ制度の導入	51	7%	7	支援者の育成、支援団体の形成	558	9%
計	Fate TITITION A FOREST AND A SECOND	749	100%		I de district TII Inhis I de des Collèct I I	6,459	

※属性について、「管理職」と回答した人を管理職、「非管理職」と回答した人を非管理職とし、無回答は含んでいない。 当事者 非当事者

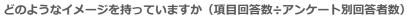
順位	項目	回答数	割合	順位	項目	回答数	割合
1	職員に対する研修の実施	15	18%	1	居場所作り	1,233	18%
2	パートナーシップ制度の導入	14	17%	2	専門相談窓口の設置	1,151	17%
2	居場所づくり	14	17%	3	各方面への啓発活動	1,138	17%
4	各方面への啓発活動	13	15%	4	職員に対する研修の実施	1,082	16%
5	職員向けガイドラインの作成	11	13%	5	職員向けガイドラインの作成	923	14%
6	専門相談窓口の設置	10	12%	6	パートナーシップ制度の導入	582	9%
7	支援者の育成、支援団体の形成	7	8%	7	支援者の育成、支援団体の形成	579	9%
計		84	100%			6,688	###

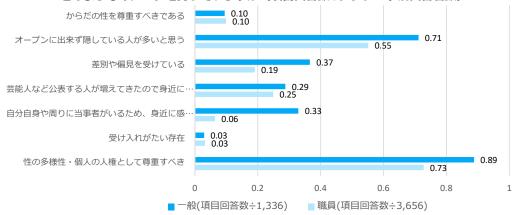
※属性について、「LGBTQなどの性的マイノリティ当事者」と回答した人を当事者、

「LGBTQなどの性的マイノリティ当事者ではない」と回答した人を非当事者とし、無回答は含んでいない。

### 市民アンケートと職員意識調査の比較

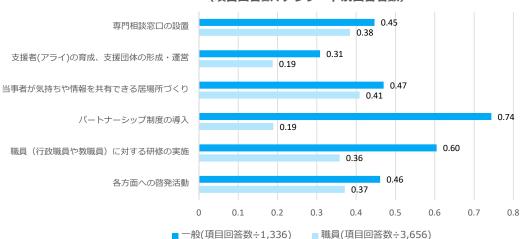
あなたは、LGBTQなどの性的マイノリティ当事者に対して





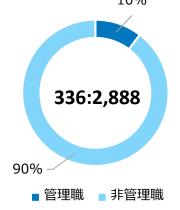
### LGBTQなどの性的マイノリティ当事者に対する必要な支援は何だと思いますか

### (項目回答数÷アンケート別回答者数)



### 回答者の属性について

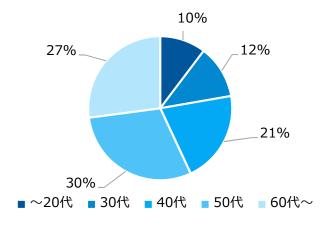
回答者属性①(管理職一非管理職)



回答者属性②(当事者-非当事者)



回答者属性③(年代)



### 市川市における「性別欄」のある様式の状況

### 1 市川市の現状

平成 16 年の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行に併せ、 法令などに性別の記載が定められているものや、事務処理上記載が必要と認められるも の以外は、各種申請書の中にある性別欄を削除する取組みを実施しております。

しかしながら、これまで具体的な基準等がなく、各種様式等の性別欄の要否について は、所管課に任されてきました。

そのため、全庁的に統一された基準が必要であると考え、調査を実施しました。

### 2 性別欄のある様式の調査

- (1) 期 間 令和3年1月26日(火)~2月19日(金)
- (2) 対 象 庁内全所属
- (3) 対象文書
  - ① 性別欄のある申請書等(市民の記入を求めるもの)
  - ② 性別記載のある文書(市民へ配布するもの)
  - ③性別欄・記載のある文書(内部事務での使用)
- (4) 調査結果
  - ①国、県で様式を定めているもの

206 種類

②市で様式を定めているもの及び内部事務で使用しているもの 187 種類

### 【②の内訳】

性別欄のある理由	課数	件数
⑦ 施策等の策定にあたり、性別の情報が統計上必要となる調査等	7課	19件
(男女共同参画推進のための調査等)		
① 医療・保健・福祉サービス提供上	6課	28件
⑤ 本人確認(医療、災害現場)	6課	26 件
① 性別による対応の違いや、配慮が必要	7課	38件
(部屋割り、更衣室確保等)		
⑦ その他	25課	76 件
合 計	_	187件

### 【⑦ その他の理由】

- ・参加者の傾向を把握するため。
- ・女性の自治会長のみの会議があり、男女の判別が必要なため。
- ・国の示した様式を参考に作成しているため。
- ・個人を特定するため。
- ・規則で規定されているため。

### 3 今後の取組み

### (1) 基準の策定

基準を策定し、全庁的に性別欄の記載の要件を統一します。また、性別情報が必要な場合でも、配慮した記載の方式について検討します。

### (2) 所管課との協議

基準に基づき、各課に性別欄の削除や、配慮した様式に修正することを求めます。

### その他の取組み

### 【①ウィズレター】

- ・市民向けに、男女共同参画についての情報を掲載した情報誌
- ·年4回程度発刊
- ・男女共同参画センターのほか、公民館や図書館等の公共施設で配布
- ・市公式 Web サイトでも電子で閲覧可能
- ・令和2年度半ばからは、性的マイノリティに関する情報を連載

### 【②多様性社会推進レター】

- ・市職員に向けに、男女共同参画・多様性社会推進に関する情報を発信
- ·年4回程度発刊
- ・令和2年度半ばからは、性的マイノリティに関する情報を連載

### 【③講演·講座】

- ・平成 27 年より性的マイノリティに関する講演・講座を年1回以上実施
- ・平成 27 年度は職員向けのみ、平成 28 年度は市民・職員向け、平成 29~令和 2 年度は市民向けに実施
- ・内容は、当事者の日常の困難や性の多様性に関する基礎知識など

### 【④市公式 Web サイトでの啓発】

- ・性的少数者(LGBTQ)支援と題した専門ページを作成
- ・性に関する基礎知識の掲載のほか、性的少数者が置かれている状況の説明、相談窓口、市の取組 みについて掲載

### 【⑤広報いちかわ特集記事の掲載】

- ・令和2年11月21日号において、性の多様性について特集記事を掲載
- ・具体的には、LGBTQ についての基礎知識とともに、当事者・アライへのインタビューを掲載



# 一次一

2021年 2月 45号

発行 市川市 総務部 多様性社会推進課 市川市市川 1-24-2 電話 047-322-6700

### 市川市男女共同参画センターウイズ

男女共同参画センター(愛称 ウィズ)は、性別にかかわりなく対等な立場であらゆる活動に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設です。

愛称の"ウィズ"は、男女ともに、老いも若きもともにという意味が込められています。

## W W W W W W W W W W H本の男女共同参画の状況

世界経済フォーラムより「Grobal Gender Gap Report 2020」が公表されました。その中に、各国の社会進出における男女格差を示す指標である、ジェンダーギャップ指数(Gender Gap Index)が掲載されています。これは政治・経済・教育・健康の観点から 0~1の数値で評価され、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味します。今回の日本のスコアは 0.652 で、153 か国中 121 位でした。

wwwwwwwwwwwwwwwwwww

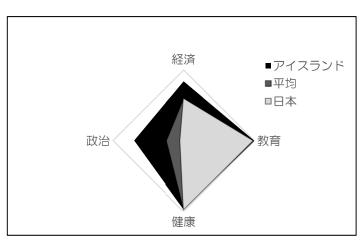
(2021年のレポート公表は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっています。)

右図では、日本のスコアを、世界の平均と今回一番スコアが高かったアイスランドと比較しています。

この図からもわかる通り、日本の男女共同参画 を世界と比較すると、特に政治参画の面でほか の国々に大きな差をつけられています。

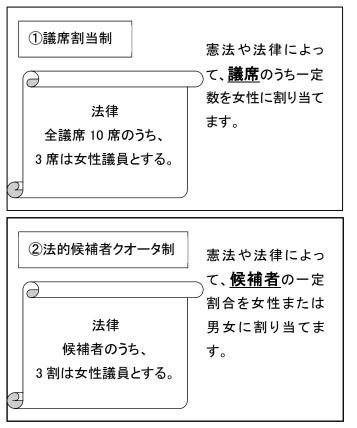
では、ほかの国々はどのようにして政治参画の 面での男女共同参画を実現しているのでしょ う?

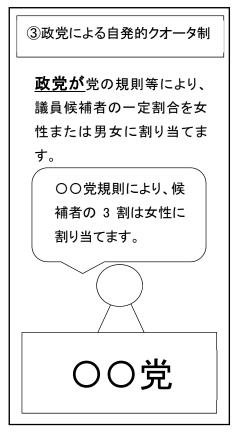
今回は数ある手法の中から、クオータ制についてご紹介します。



「Global Gender Gap Report 2020」より作成

クオータ制とは、格差是正のためにマイノリティに割当てを行うことです。例えば、議員選挙において〇人は女性とする、などと予め制度で決めてしまいます。こうすることによって、議会の女性 比率が一定の水準を満たすようになります。 女性の政治参画を促進するためのクオータ制は大きく3つに分類できます。



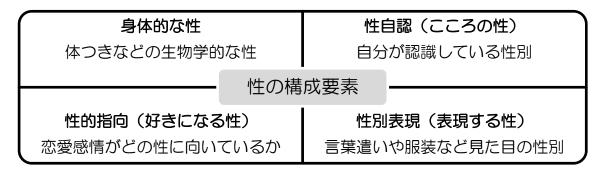


今回紹介した内容は、「令和元年度 諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書」を参考にしています。内閣府 男女共同参画局のウェブサイトでどなたでも見ることができます。ぜひご覧になってください。

### 

ウィズレターでは、43号よりセクシャルマイノリティ(LGBTQ等)についての記事を連載しています。今号は性を理解するうえで重要な性を構成する4つの要素について解説します。

【性を構成する4つの要素】



これらの要素の組合わせによって様々な性のあり方が形作られており、この組合わせは多様なため、性はグラデーションと言われます。

### ~多様性を活かせる社会へ~

### 多機性社会維進情報レター

令和2年9月 第2号

〔発行〕多様性社会推進課 〔内線〕2293(直通322-6700)

### 批判を浴びた「お家で過ごそう」チラシ

コロナ禍にあった今年のゴールデンウイークですが、とある地方紙のグループ会社が作成し、配布したチラシに批判が殺到しました。「ステイホーム」が求められる中、大型連休を前に、「充実すごもりライフ」と題されたそのチラシは、家で過ごすことを推奨するための一環だったのだと思います。

「今年の GW は家で過ごそう」という言葉の下に、赤色で女性のイラスト、青色で男性のイラストがそれぞれ描かれ、さらに、女性の上には「断捨離して大掃除」「いつもより手の込んだ料理」、男性の上には「映画鑑賞」「ゆっくり読書」と書かれていました。これに対し男女の役割を限定するようにとれるという旨の指摘を受け、地方紙の公式サイト



では、不適切な表現を使ったことに対してのお詫びが掲載されるに至りました。

私たちは子どものころから、あらゆる媒体を通じて、または身近な大人の口から語られることによって、自身の中に無意識のうちに性別役割分担意識が刷り込まれていきました。





### 男女のイメージや役割分担を決めつけない





この機会に必要のないところまでの男女の「分け隔て」をしていないか考えてみましょう。

市川市ではすべての人が多様な生き方を選択できる地域社会を目指しています。 そこで今号から「セクシャルマイノリティ」についての記事を連載します。

「性はグラデーション」と言われるように、一般的に認識されている男性、女性という 2 つの性にあてはまらない方がいます。そうした社会的には少数となる人たちのことを「セクシャルマイノリティ」などといいます。

民間の調査によるとセクシャルマイノリティの方々は、人口の約8.9%、11人1人いると言われており、4大苗字の佐藤・鈴木・高橋・田中さん(人口の約5%、20人に1人)より多い割合となっています。数字からも分かるようにセクシャルマイノリティの方々は身近な存在です。

当事者の方々は、周囲からの差別や偏見などにより、生活するうえでの困難に直面することが多く、生きづらさを抱えて暮らしている場合があります。

第一ステップは多様な性のあり方について知ることからはじめましょう。あなたの 行動が社会をより良く変えるきっかけとなります。

次号はセクシャルマイノリティ に関連した用語解説を予定して います。



### セクシュアルマイハーティ(LGBT等)に関するアンケート実施中!

現在、多様性社会推進課では市民の方へセクシュアルマイノリティ(LGBT等)に関するアンケートを実施しています。9月25日現在、900件以上の回答があり、多くの方から関心をいただいています。職員の皆様も市川市在住の方はぜひアンケートにご協力ください。また、この機会にセクシュアルマイノリティについて理解を深めましょう。

### 講座・講演

年度	講座名·講師
平成 27 年度	・LGBT を受けとめるには
	(千葉市男女共同参画センター主催講座)
平成 28 年度	・性の多様性に関する基礎講座~LGBT を理解する
	ために
	(NPO 法人「共生社会をつくるセクシャルマイノリティ
	支援全国ネットワーク」)
平成 29 年度	・LGBT ってなんだろう? — 互いの違いを受け入れ
	あえる社会を目指して -
	(認定 NPO 法人 ReBit)
平成 30 年度	・多様な性って何だろう?-互いの違いを受け入れ
	あえる社会を目指して-
	(認定 NPO 法人 ReBit)
平成 31(令和元)年度	・性はグラデーション 人権の視点から「性的マイノリ
	ティ」を考える
	(柏市立西原小学校教頭·当事者家族)
令和 2 年度	・多様な性って何だろう?-互いの違いを受け入れ
	あえる社会を目指して一
	(認定 NPO 法人 ReBit)
	・当事者と共に考える性の多様性
	(It's me Ichikawa)







<u>ホーム >暮らし</u> > <u>相談</u> > <u>人権</u> > 性的少数者(LGBTQ)支援

### 暮らしの情報



暮らしのできごと

相談

住民票・戸籍・パス ポートなど

健康•医療•福祉

税金

保険•年金

<u>資源物・ごみ</u>

救急•消防

防災

安全•防犯

下水道•浄化槽

自然•環境•緑化

住宅

教育

<u>子ども</u>

生涯学習

地域コミュニティ・市民 参加

道路•交通

まちづくり

新型コロナウィルス情



### 性的少数者(LGBTQ)支援

❷ 印刷する

更新日: 2021年4月9日

#### 性的少数者(LGBTQ)について正しく理解しましょう

### 「難しく考えすぎない」ことが大事です

「性はグラデーション」と言われるように、社会には、一般的に認識されている男性、女性という2つの性にあてはま らない方がいます。

社会的には少数となるそうした人たちのことを「性的少数者」、「セクシュアルマイノリティ」、「LGBTQ」などといいま

LGBTQの方々は、周囲からの差別や偏見などにより、生活するうえでの困難に直面することが多く、生きづらさを 抱えて暮らしています。

すべての人が、互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、多様 な性のあり方について正しく理解し、LGBTQの方々への差別や偏見をなくしましょう。

なお、現状でLGBTOに関する表記や分類等については不確定要素が多く、下記でご説明する内容も変化していく ことが予想されます。

### 1 性別の決まり方(性の4要素)

私たちの性は、次の性を構成する4つの要素の組み合わせで主に考えることができます。

(1)からだの性(生物学的な性)・・・外性器の形状で判断される性別

性染色体や外性器の形、ホルモンの値などによって決まる。

(2)こころの性(性自認)・・・自分が思う性別

「自分は男(女)である」という意識

(3)好きになる性(性的指向)・・・恋愛対象や性愛の向かう性別 好きになる性、つき合いたいと思う性が、どの性なのか

(4)ふるまう性(性表現)···服装やしぐさなど、外見の表現

### 2 LGBTQとは

L(レズビアン)・・・女性の同性愛者

G(ゲイ)···男性の同性愛者

B(パイセクシュアル)···両性愛者

T(トランスジェンダー)・・・からだの性とこころの性が一致しないという感覚(性別違和)を持つ人

Q(クエスチョニング)・・・性自認や性的指向が明確でない人、または意図的に決めていない人

Q(クィア)・・・性的少数者(セクシャルマイノリティ)の総称の一つ

このほか、性自認を男女のいずれかとは認識していないX(エックスジェンダー)や性愛的な関係を求めないアセク シュアルなど、様々な性が存在します。

### 3 性の4要素の組み合わせ例

<異性愛者>

男性・・・からだの性、こころの性、ふるまう性が男性で、好きになる性が女性

女性・・・からだの性、こころの性、ふるまう性が女性で、好きになる性が男性

<女性の同性愛者>

L(レズビアン)・・・からだの性、こころの性、ふるまう性が女性で、好きになる性も女性 <男性の同性愛者>

G(ゲイ)・・・からだの性、こころの性、ふるまう性が男性で、好きになる性も男性

<両性愛者>

B(バイセクシュアル)・・・からだの性、こころの性、ふるまう性が女性又は男性で、好きになる性が女性にも男性に も向いている人

上記のほか、様々な組み合わせの性が存在します。

### 4 LGBTQの方々がおかれている状況

LGBTQの方々は、「生まれながらに割り当てられた性(社会的な性=ジェンダー)に沿って生活し、異性を好きにな るのが当然だ」といった固定観念に基づく周囲からの差別や偏見に傷つき悩んでいます。 周囲からの理解が得られないことから、誰にも悩みを打ち明けられず苦しんでいるケースがあります。

性別役割分担や性別規範を前提に組み立てられている法律や各種制度が、今の時代にそぐわなくなっていると いった課題がでてきています。

### 5 相談窓口の紹介

一部を除き、LGBTQの専門相談ではありません。

#### (1)人権特設相談(法務省)

身近な人権の問題や近隣トラブルなどの困りごとについて人権擁護委員が対応する人権相談です。LGBTQに関するお悩みもお受けします。

場所:市川市役所第一庁舎 3階 総合市民相談課相談室(2021年度は4,5,6,8,9,10,12,1,2月)

日時:第2水曜日 午後1時から午後4時まで(受付は午後3時30分まで)

※5月のみ第3水曜日

または

場所:市川市行徳支所 2階 市民相談室(2021年度は7,11,3月)

日時:第1木曜日 午後1時から午後4時まで(受付は午後3時30分まで)

- ※相談は面接のみです。電話での相談は受け付けていませんのでご注意ください。
- ※予約は不要ですので、相談日に直接お越しください。
- ※ご不明な点があれば多様性社会推進課(047-322-6700)までお問い合わせください。

### (2)人権常設相談(法務省)

差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

月曜日から金曜日の毎日(休日を除く)午前8時30分から午後5時15分

全国共通人権相談ダイヤル 0570-003-110

千葉地方法務局市川支局 047-339-7701

法務省 常設相談所(外部リンク)

#### (3)インターネット人権相談(法務省)

法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。

法務省 インターネット人権相談受付窓口(外部リンク)

#### (4)市川市男女共同参画センター 女性のためのあらゆる相談室

女性相談員が相談をお聞きし、問題の解決方法を一緒に考えます。

男女共同参画センター相談室のページ

#### (5)メール相談(市川市 多様性社会推進課)

<u>多様性社会推進課の問い合わせフォーム</u>を利用したメール相談です。

#### (6)総合労働相談コーナー(厚生労働省千葉労働局)

LGBTQやセクシュアルハラスメントなども含めた労働問題についてご相談を面接又は電話でお受けしています。 月曜日~金曜日 午前9時30分~午後5時

047-431-0182(船橋労働基準監督署内)

千葉労働局 総合労働相談コーナー(外部リンク)

### (7)<u>子どもと親のサポートセンター(外部リンク)</u>(千葉県教育委員会)

千葉県教育委員会により設置された教育機関です。

本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通して支援・援助を行います。

0120-415-446(千葉県内のみフリーダイヤル)24時間対応

メール/FAX相談可(saposoudan@chiba-c.ed.jp/043-207-6041)

### 0120-0-78310 「24時間子供SOSダイヤル」

千葉県教育委員会 子どもと親のサポートセンター電話相談窓口(外部リンク)

### (8)よりそいホットライン

一般社団法人社会的包摂サポートセンターが厚生労働省の補助を受けて運営しています。暮らしの中で困っていること、気持ちや悩みを聞いてほしい方からの相談をはじめ、性別や同性愛などに関わる相談、自殺を考えるほど思い悩んでいる方の相談などを受けています。

0120-279-338 24時間通話料無料

一般社団法人社会的包摂サポートセンター よりそいホットライン(外部リンク)

### (9)法テラス(日本司法支援センター)

法テラス(日本司法支援センター)は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

オペレーターが、お悩みの法的トラブルに関する法情報や、その他の法制度をご案内します

(弁護士や司法書士による個々のトラブル等に応じて法的判断を行い、解決策をアドバイスする相談とは異なりますのでご注意ください。)

法テラス 日本司法支援センター(外部リンク)

### (10) 東京弁護士会 セクシュアル・マイノリティ電話法律相談

東京弁護士会が実施する電話法律相談です

03-3581-5515 毎月第2・4木曜日(祝祭日の場合は翌金曜日)17時から19時

東京弁護士会(外部リンク)

東京弁護士会 セクシュアル・マイノリティ電話法律相談(外部リンク)

### (11)千葉県弁護士会 LGBTs専門相談

・千葉県弁護士会が実施する、「LGBTs(セクシュアルマイノリティ・性的少数者)のための弁護士による専門相談窓口です。

千葉県弁護士会 LGBTs専門相談(外部リンク)

### (12)その他

NPO法人などの民間団体が行っている相談窓口もありますので、インターネット等でお調べください。 🗒 🕻

### 6 市川市の取り組み

#### (1) 申請書等の性別記載欄の削除

平成16年の「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」の施行に併せ、法令などに性別の記載が 定められているものや事務処理上どうしても必要なもの以外は各種申請書の中にある性別欄を削除するという取 組みを実施しています。

#### (2) 特設人権相談

[1] LGBTQも含む人権全般の悩みについて、市川市役所第一庁舎において 第2水曜日(4,5,6,8,9,10,12,1,2月) または市川市役所行徳支所において第1木曜日(7,11,3月)に相談窓口を開設しています。 主体は、千葉県地方法務局市川支局。経験豊富な弁護士を含む人権擁護委員が対応しています。(再掲)

[2] 毎年6月の「人権擁護委員の日」にちなんだ特設人権相談(平成30年5月27日実施)において、LGBTQにも 対応する旨を広報に掲載し、情報番組マイタウンいちかわでも周知しました。

#### (3)人権啓発DVD上映会

「人権擁護委員の日」特設人権相談と同時開催でDVD上映会を開催しました。

LGBTQを題材としたDVDの上映は、

平成27年度「あなたがあなたらしく生きるために一性的マイノリティと人権一」

平成28年度「あなたがあなたらしく生きるために一性的マイノリティと人権一」

平成30年度「誰もがその人らしく-LGBT-」

### (4) LGBTQ講座

平成27年度からLGBTQ当事者を講師に招き開催しています。

平成27年度は、千葉県市町村人権施策連絡会の会議に合わせ、各市町村職員及び市川市職員も参加可能とし て実施しました。

平成28年度、29年度は、市民向けに実施し、特に学校(養護教諭)へ積極的に周知しました。

平成30年度は平成31年2月8日に、令和元年度は令和元年11月24日に開催しました。

男女共同参画センター主催講座のご案内ページ

#### (5) 男女共同参画情報誌の発行

男女共同参画情報誌ウィズレター(年4回発行)において、LGBTQに関する特集記事を掲載しています。

平成27年度 22号~24号 平成28年度 28号

平成29年度 32号

平成30年度 37号

令和 2年度 43号

ウィズレターのページ

●このページに掲載されている情報の問い合わせ

市川市 総務部 多様性社会推進課

₹272-0034

千葉県市川市市川1丁目24番2号

電話:047-322-6700 FAX:047-322-6888

- このページについてのお問い合わせはこちら
   市政へのご意見・ご提案はこちら

ページの先頭へ

Ш

**〒272-8501** 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 電話:047-334-1111(代表) FAX:047-332-7364

サイトマップ上 このサイトのご利用について

Copyright (C) 2010 Ichikawa City. All Rights Reserved.





2020年 (令和2年) 11月21日 毎月第1・第3土曜日発行 1452

No.1652

https://www.city.ichikawa.lg.jp/

# 人の数だけ違いがある

国籍・民族・障がいの有無・性別・性自認・性的指向など、多様性を認め合い、すべての 人が自分らしく暮らせる地域社会を目指します。多様性の中でも、近年耳にする機会 が増えてきている LGBTQなど、性の多様性について意識してみませんか。

問 ☎322-6700多様性社会推進課



### 2-3 性の多様性を理解しよう「自分らしさ」は人それぞれ

4 子育て支援 あそびば情報 急病診療所からのお知らせ

6 市民の広場

8 「新成人の集い」(成人式)オンライン開催のお知らせ

7 市職員の給与や人事の状況などをお知らせします

発行 編集 住所 電話 FAX 〒272-8501 市川市八幡1-1-1 市川市 広報室 広報広聴課 047-334-1111(代) 047-712-8764



Twitter: @ichikawa\_shi



(O) Instagram: @ichikawa\_city

# 性の多様性を理解しよう「自分らしさ」は人それぞれ

日本にどれくらいの LGBTQの方々がいると思いますか。株式会社LGBT総合研究所の調査では約10.0%(10人に1人)となっ ており、LGBTQの当事者は身近にいます。誰もがそれぞれ違いを認め合い自分らしく生きていくためには、正しく理解するこ とが重要です。

問 ☎322-6700多様性社会推進課

## 世の中は男と女。本当にそうですか。

(Lesbian) 同性を好きになる

(Gay) 同性を好きになる 男性

(Bisexual) 同性も異性も 好きになる人

(Transgender) 心と体の性が 一致しない人

(Questioning) 性が明確でない人、 意図的に決めていない人

※この他にもさまざまなセクシャリティがあります

# アライの方の

### 「アライ」を広げよう

アライ(Ally)とは「支援者」「味方」を意味し

LGBTQについて理解を深めたり、寄り添っ て悩みを聞いたり、自分のできる範囲からは じめ、アライの輪を広げていきましょう。

> ●学ぼう ●想像しよう ●行動しよう

みんな同じ

私は女性として女子トイレや女子更衣室を当たり前に使 い、男性を好きになり結婚し子どもがいます。これは私に とっては普通のことですが、他の人にとっても「普通」でしょ うか。さまざまな方と接する中で、それぞれの価値観があ るように、性の形も色々あるのは当然です。私はアライとい う立場ではなく、人と人として皆さんと接しています。

男らしさ、女らしさってなんでしょう。誰もが持ち合わせ ている私らしさ、あなたらしさでよいのではないでしょうか。

ただ目の前にいる人と時間を過ごし、思いを共有し、仲良くなる。 抱えている生きづ らさ、困り事、何が不安で、何が好き、とお互いを知りゆく中でお互いを理解をする。 共に考え、悩み、支え合いながら一生懸命この街で一緒に生きていく。それだけです。

訪問看護ステーションなのは 髙島梓さん

インタビュー

# 同性を好きになる女性

### 不安に思うこと

(レズビアン)

やはり住まいが一番不安です。現状は賃貸で、同居人として契約しているの で、もし契約者である私に何かがあったら、パートナーは家を出ざるをえないの か。また今後新たに住まいを探すにあたり、女二人、友人という条件では年齢を重ね るごとに入居が難しくならないのか、ということです。

次に病気などの時です。最近は同性パートナー向けの保険もでてきていますが、それを選 ばない限り、片方が死亡しても遺産が相続できないことです。急に病気になったときも、市や 病院によって対応は違うかと思いますが、法的な家族でない場合は緊急の際に立ち会えないこ ともあります。それを考えると恐ろしいです。

### 大変な思いをした経験

0

0

一番はうそをつき続けることです。

カミングアウトしていない職場ではパートナーの性別を「男性」ということにして話を合わせている

10年付き合っているなどと話すと「なぜ結婚しないの?」と必ず聞かれます。

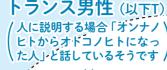
「法律で認められていないから」と言えればそれで終わりですが、職場での立場や人間関係の悪 化をおそれ、うそをつき続けます。

本当は結婚したいのに、「婚姻という形にはこだわってない」などと言い逃れることしかできませ ん。セクシャルマイノリティの多くの人は、そうすることが当たり前のようになってしまって いるかもしれません。

### 世間に伝えたいこと

目の前にいるこの人はもしかして同性パートナーがいるのかもしれない、恋 愛対象が同性なのかもしれない、と少しでも考える余地をもってもらい たいです。理解してほしいとまでは言いませんが、存在しているこ とを知ってほしいです。

> 実際に私もカミングアウトするときは人を選びます。 こちらも偏見で選ぶのは申し訳ないですが、差別 しそうな人には決して本当のことは怖くて言



バイセクシャル女性(以下B)





### 不安に思うこと

同性婚ができないということは、婚姻関係にある人や事実婚の人た ちが得られる制度や権利が受けられないという問題があります。(B) また、同性パートナー同士で子どもを持つ選択をしたとき、周囲からの偏 見、子どもへの風当たり、自分たちにセクシュアリティ(特にトランスで ある場合)をいつ、どのように伝えるかの問題はとても悩みます。(B/T)

### 大変な思いをした経験

病院の受診などで問診票の性別記載欄に悩みます。(T) 待合室にて本名で呼ばれると周囲から注目を浴びたり、入院の際 戸籍上の性別の部屋に割り当てられることが多く、怖がられたり 自分が怖い思いをしたりします。(B/T)

また、仕事を探すときにセクシュアリティをオープンにする か迷い、面接のどの時点で配慮事項を伝えるか悩んでしま います。過去に内定をいただいてから、セクシャリティを 伝えたところ、内定が取り消されたという事例が全国で あります。(B/T)

### 世間に伝えたいこと

性別や性的指向を、他人事ではなく自分事とし て一緒に考えていただけたらうれしいです。



### LGBTQ相談窓口

多様性社会推進課問い合わせ フォーム



千葉県弁護士会 専門相談 ☎043-306-9873(相談予約)



9月15日~10月13日まで LGBTQなどに 関するアンケートを実施し、市公式Webサ イトで結果を公表しています。



# 12月4日~10日は人権週間です

国際連合は、昭和23年12月10日に行われた国連の総会で「世界人 権宣言」を採択しました。日本では同日を最終日とする1週間を「人 権週間」と定めています。

人権は、人が人として生きるために当然な、誰もが生まれながらに 持っている権利です。自分自身を大切にするように、相手の立場に 立ち、人に対して思いやりの気持ちを持つだけでよいのです。この 機会に、人権問題を自分自身の問題と受け止め、お互いの人権を考え

てみませんか。

人権に関する相談は人権擁護委員が受けており、市では18人の委 員が活動しています。また、LGBTQなどに関する相談も受け付けて います。

問 ☎0570-003-110みんなの人権110番(法務省) 11月30日(月)~12月4日(金)アイ・リンクタウン展望施設にて人 権週間に関する展示を行います。

9

資料7-1

### ○渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

平成27年3月31日 条例第12号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策(第9条―第13条)

第3章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する体制(第14条・第15条)

第4章 雑則(第16条·第17条)

附則

日本国憲法に定める個人の尊重及び法の下の平等の理念に基づき、性別、人種、年齢や障害の有無などにより差別されることなく、人が人として尊重され、誰もが自分の能力を活かしていきいきと生きることができる差別のない社会を実現することは、私たち区民共通の願いである。

本区では、これまで、男女平等社会の実現を目指して、男女共同参画行動計画を策定し、推進することにより、男女の人権の尊重に積極的に取り組んできた。

しかし、男女に関わる問題においては、今なお、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度や慣行が存在すること、一部の性的指向のある者及び性同一性障害者等の性的少数者に対する理解が足りないことなど、多くの課題が残されている。

日本には、他者を思いやり、尊重し、互いに助け合って生活する伝統と多様な文化を受け入れ発展してきた歴史があり、とりわけ渋谷のまちは、様々な個性を受け入れてきた寛容性の高いまちである。一方、現代のグローバル社会では、一人ひとりの違いが新たな価値の創造と活力を生むことが期待されている。このため、本区では、いかなる差別もあってはならないという人権尊重の理念と人々の多様性への理解を、区民全体で共有できるよう積極的に広めていかなければならない。

これから本区が人権尊重のまちとして発展していくためには、渋谷のまちに係る全ての人が、性別等にとらわれず1人の人間としてその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会を実現しなければならない。よって、ここに、区、区民及び事業者が、それぞれの責務を果たし、協働して、男女の別を超えて多様な個人を尊重し合う社会の実現を図り、もって豊かで安心して生活できる成熟した地域社会をつくることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関して、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって多様な個人を尊重し合う社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 男女平等と多様性を尊重する社会 性別等にとらわれず、多様な個人が尊重され、全ての人がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合う社会をいう。
  - (2) 区民 区内に住所を有する者、区内の事業所又は事務所に勤務する者及び区内の学校に在学する者をいう。
  - (3) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及びストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第2項に規定するストーカー行為をいう。
- (5) ハラスメント 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や 周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (6) 性的指向 人の恋愛や性愛がどういう対象に向かうかを示す指向(異性に向かう 異性愛、同性に向かう同性愛及び男女両方に向かう両性愛並びにいかなる他者も恋 愛や性愛の対象としない無性愛)をいう。
- (7) 性的少数者 同性愛者、両性愛者及び無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者をいう。
- (8) パートナーシップ 男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である2者間の社会生活関係をいう。

(男女の人権の尊重)

- 第3条 区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるように、男女の人権を尊重 する社会を推進する。
  - (1) 性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス等が根絶され、男女が個人として平等に尊重されること。
  - (2) 男女が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できること。
  - (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の 立案及び決定に参画する機会が確保されること。
  - (4) 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、男女平等意識の形成に向けた 取組が行われること。
  - (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活、職場及び地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
  - (6) 男女が、妊娠、出産等に関して互いに理解を深め、尊重し合い、ともに生涯に わたり健康な生活を営むことができること。
  - (7) 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解し、推進すること。

(性的少数者の人権の尊重)

- 第4条 区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるように、性的少数者の人権を尊重する社会を推進する。
  - (1) 性的少数者に対する社会的な偏見及び差別をなくし、性的少数者が、個人として尊重されること。
  - (2) 性的少数者が、社会的偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
  - (3) 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、性的少数者に対する理解を深め、当事者に対する具体的な対応を行うなどの取組がされること。
  - (4) 国際社会及び国内における性的少数者に対する理解を深めるための取組を積極的に理解し、推進すること。

(区及び公共的団体等の責務)

- 第5条 区は、前2条に規定する理念に基づき、男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 区は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するに当たり、区民、事業者、国及

び他の地方公共団体その他関係団体と協働するものとする。

3 国、他の地方公共団体、法令により公務に従事する職員とみなされる当該職員の属する団体、その他公共的団体(以下「公共的団体等」という。)の渋谷区内における事業所及び事務所は、区と協働し、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するものとする。

(区民の責務)

- 第6条 区民は、男女平等と多様性を尊重する社会について理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、これを実現するよう努めるものとする。
- 2 区民は、区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会について理解を深めるとともに、 区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に協力するよう努める ものとする。
- 2 事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するため、採用、待遇、昇進、賃金等における就業条件の整備において、この条例の趣旨を遵守しなければならない。
- 3 事業者は、男女の別による、又は性的少数者であることによる一切の差別を行って はならない。
- 4 事業者は、全ての人が家庭生活、職場及び地域における活動の調和のとれた生活が 営まれるよう、職場環境の整備、長時間労働の解消等に努めるものとする。 (禁止事項)
- 第8条 何人も、区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策を不当 に妨げる行為をしてはならない。
- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス等及びハラスメントをしてはならない。
- 3 区、区民及び事業者は、性別による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくはこれを是認させる行為又は性的少数者を差別する行為をしてはならない。

第2章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策 (男女平等・多様性社会推進行動計画)

- 第9条 区は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策を総合的かつ計画的に 推進するための男女平等・多様性社会推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策 定し、これを公表するものとする。
- 2 区は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ第14条第1項に規定する渋谷区男女平等・多様性社会推進会議の意見を聴くものとする。
- 3 区は、毎年1回、行動計画に基づく男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策 の実施状況を公表するものとする。

(区が行うパートナーシップ証明)

- 第10条 区長は、第4条に規定する理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、 パートナーシップに関する証明(以下「パートナーシップ証明」という。)をすること ができる。
- 2 区長は、前項のパートナーシップ証明を行う場合は、次の各号に掲げる事項を確認 するものとする。ただし、区長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 当事者双方が、相互に相手方当事者を任意後見契約に関する法律(平成11年法律 第150号)第2条第3号に規定する任意後見受任者の1人とする任意後見契約に係る公 正証書を作成し、かつ、登記を行っていること。
  - (2) 共同生活を営むに当たり、当事者間において、区規則で定める事項についての

合意契約が公正証書により交わされていること。

- 3 前項に定めるもののほか、パートナーシップ証明の申請手続その他必要な事項は、区規則で定める。
- 第11条 区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最 大限配慮しなければならない。
- 2 区内の公共的団体等の事業所及び事務所は、業務の遂行に当たっては、区が行う パートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならない。 (拠点施設)
- 第12条 区は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するため、渋谷男女平等・ダイバーシティセンター条例(平成3年渋谷区条例第28号)第1条に規定する渋谷男女平等・ダイバーシティセンターをその拠点施設とする。
- 2 区は、前項に規定する施設において、第15条に規定する相談又は苦情への対応のほか、条例の趣旨を推進する事業を行うものとする。 (顕彰)
- 第13条 区は、男女平等と多様性を尊重する社会の推進について、顕著な功績を上げた 個人又は事業者を顕彰することができる。

第3章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する体制 (渋谷区男女平等・多様性社会推進会議)

- 第14条 男女平等と多様性を尊重する社会の推進について調査し、又は審議するため、 区長の附属機関として、渋谷区男女平等・多様性社会推進会議(以下「推進会議」と いう。)を置く。
- 2 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。
  - (1) 行動計画の策定及び評価に関する事項
  - (2) 男女平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成に関する事項
  - (3) 男女平等と多様性を尊重する社会に係る人権の尊重及び暴力の根絶に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 推進会議は、前項に定めるもののほか、男女平等と多様性を尊重する社会の推進に 関し、必要があると認めた事項について区長に意見を述べることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、推進会議の構成及び運営について必要な事項は、区規則で定める。

(相談及び苦情への対応)

- 第15条 区民及び事業者は、区長に対して、この条例及び区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に関して相談を行い、又は苦情の申立てを行うことができる。
- 2 区長は、前項の相談又は苦情の申立てがあった場合は、必要に応じて調査を行うと ともに、相談者、苦情の申立人又は相談若しくは苦情の相手方、相手方事業者等(以 下この条において「関係者」という。)に対して適切な助言又は指導を行い、当該相 談事項又は苦情の解決を支援するものとする。
- 3 区長は、前項の指導を受けた関係者が当該指導に従わず、この条例の目的、趣旨に 著しく反する行為を引き続き行っている場合は、推進会議の意見を聴いて、当該関係 者に対して、当該行為の是正について勧告を行うことができる。
- 4 区長は、関係者が前項の勧告に従わないときは、関係者名その他の事項を公表する ことができる。

第4章 雑則

(他の区条例との関係)

第16条 渋谷区営住宅条例(平成9年渋谷区条例第40号)及び渋谷区区民住宅条例(平成8年渋谷区条例第27号)その他区条例の規定の適用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条の規定は、この条例の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において区規則で定める日から施行する。

(27年規則76号 27.10.28施行)

(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和29年渋谷区条例第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(渋谷女性センター・アイリス条例の一部改正)

3 渋谷女性センター・アイリス条例(平成3年渋谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(渋谷区文化総合センター大和田条例の一部改正)

4 渋谷区文化総合センター大和田条例(平成22年渋谷区条例第1号)の一部を次のように 改正する。

(次のよう略)

資料7-2

○渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例施行規則

平成27年10月22日 規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例(平成27年渋谷区条例第12号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(パートナーシップ証明を受けることができる者)

- 第3条 パートナーシップ証明を受けることができる者は、両当事者が次に掲げる要件 を満たしている者とする。
  - (1) 渋谷区に居住し、かつ、住民登録があること。
  - (2) 20歳以上であること。
  - (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
  - (4) 近親者でないこと。

(合意契約に係る公正証書)

- 第4条 条例第10条第2項第2号の規定による合意契約に係る公正証書には、次に掲げる 事項が明記されているものとする。
  - (1) 両当事者が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。
  - (2) 両当事者が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。

(確認に関する特例)

- 第5条 条例第10条第2項ただし書に規定する区長が特に理由があると認めるときは、当 事者の一方又は双方が、次の各号のいずれかに該当するときとする。
  - (1) 相手方当事者以外の者を任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)第2 条第3号に規定する任意後見受任者とする任意後見契約を締結し、又は締結しよう としており、かつ、相手方当事者がこれに合意しているとき。
  - (2) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年法律第111号)第3 条に規定する性別の取扱いの変更の審判を受ける前の性同一性障害者で、性別の取 扱いの変更の審判を受けた後、婚姻することを当事者間で合意しているとき。
  - (3) 生活又は財産の形成過程であり、任意後見受任者に委託する事務の代理権の範囲を特定することが困難であるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が合理的な理由があると認めるとき。
- 2 区長は、条例第10条第2項第2号の規定による合意契約に係る公正証書に、前条各号の事項及び前項各号のうちいずれかの理由と併せて、次に掲げる事項が明記されていることを確認したときは、条例第10条第2項第1号に規定する任意後見契約に係る公正証書の作成及び登記の確認を行わないものとする。
  - (1) 当事者の一方の身体能力又は判断能力が低下したときは、相手方当事者は、当該人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を可能な限り援助し、当該人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮すること。
  - (2) 当事者間で必要が生じたときは、速やかに任意後見契約に係る公正証書を作成すること。

(パートナーシップ証明の申請等)

第6条 パートナーシップ証明を受けようとする両当事者(以下「申請者」という。)

- は、渋谷区パートナーシップ証明書交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、双方同時に出頭して区長に申請(以下「証明申請」という。)しなければならない。
  - (1) 申請者の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書(日本の国籍を有しない者にあっては、第3条に定める要件を満たすことを証する書類として、区長が認めるもの)
  - (2) 条例第10条第2項第1号に規定する任意後見契約に係る公正証書及び同項第2号の 規定による合意契約に係る公正証書の正本又は謄本(前条第1項各号に該当するとき を除く。)
  - (3) 前条第2項に規定する合意契約に係る公正証書の正本又は謄本(同条第1項各号に該当するときに限る。)
- 2 申請者は、区長に対し、前項第2号及び第3号に規定する正本又は謄本の原本還付申請をすることができる。

(パートナーシップ証明書の交付等)

- 第7条 区長は、証明申請があったときは、前条第1項各号に規定する書類を確認の上、申請者に対して、渋谷区パートナーシップ証明書(別記第2号様式。以下「証明書」という。)を交付するものとする。
- 2 区長は、証明申請の際に事実関係を調査する必要があると認める場合には、当該申請者に対し、質問し、又は文書等の提出を求めることができる。
- 3 区長は、申請者が前項に規定する調査に応じない場合には、証明書を交付しないことができる。

(証明書の再交付)

- 第8条 証明書の交付を受けた者が、当該証明書の紛失、毀損等の事情により証明書の 再交付を希望するときは、渋谷区パートナーシップ証明書再交付申請書(別記第3号様式)に、証明書の交付を受けた者双方の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書(日本の国籍を有しない者にあっては、第3条に定める要件を満たすことを証する書類として、区長が認めるもの)を添付して、区長に申請することができる。
- 2 前項に規定する再交付申請により交付する渋谷区パートナーシップ証明書(以下次条において「再交付証明書」という。)は、別記第4号様式によるものとする。 (パートナーシップ証明の取消し等)
- 第9条 区長は、申請者が虚偽その他の不正な方法により証明書(再交付証明書を含む。 以下同じ。)の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書を不正に 使用したことが判明したときは、当該証明を取り消すものとする。
- 2 前項の規定により証明を取り消された者は、直ちに当該証明書を区長に返還しなければならない。

(証明書の交付を受けた者の義務)

- 第10条 証明書の交付を受けた者は、条例の趣旨に従い当該証明書を使用しなければな らない。
- 2 証明書の交付を受けた当事者の一方又は双方が、次の各号のいずれかに該当すると きは、渋谷区パートナーシップ証明書返還届(別記第5号様式)により、区長に届け出 なければならない。
  - (1) 渋谷区から転出したとき。ただし、当事者の一方が、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に渋谷区から他区市町村へ住所を異動する場合は、この限りでない。
  - (2) 死亡したとき。
- 3 パートナーシップが解消された場合には、証明書の交付を受けた当事者の一方又は 双方は、渋谷区パートナーシップ解消届(別記第6号様式)により、区長に届け出なけ

ればならない。

4 前2項の規定による届出をした者は、速やかに証明書を区長に返還しなければならない。

(証明書の交付証明)

第11条 区長は、証明書の交付を受けた者から、渋谷区パートナーシップ証明書交付済 証明願(別記第7号様式)により、当該証明書の交付を受けていることの証明を求めら れたときは、渋谷区パートナーシップ証明書交付済証明書(別記第8号様式)を交付す るものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この規則は、平成27年10月28日から施行する。ただし、第7条第1項中申請者に対して証明書を交付することに関する部分は、同年11月5日から施行する。 別記第1号様式(第6条関係)



## 【概要】渋谷区パートナーシップ証明について

渋谷区では、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」(以下「条例」)を制定し、「男女の人権の尊重」と「性的少数者の人権の尊重」を掲げています。

固定的な性役割分担意識に加え、未だ社会の性多様性への理解が不十分な中、自分で選ぶことのできない性的指向や性自認等のために、性的少数者は社会において様々な困難に直面しています。いかなる差別もあってはならないという人権尊重の理念と人々の多様性への理解を区民全体で共有し、渋谷のまちに係る全ての人が、性別等にとらわれず一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指していきます。

パートナーシップ証明書(以下「証明書」)はこの理念のもと、法律上の婚姻とは異なるものとして、男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係を「パートナーシップ」と定義し、条例においてパートナーシップの関係にあることを確認、証明するものです。



イラスト 山中正大

### 区民および事業者の皆様へ

渋谷区が人権尊重のまちとして発展していくためには、渋谷のまちに係る全ての人が、性別等にとらわれず、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会を実現していかなければなりません。

区民及び事業者の皆様には、こうした理念に基づく制度の趣旨をご理解いただき、その社会活動の中で、パートナーシップ証明へ最大限のご配慮をお願い申し上げます。

また、区内の公共的団体等の事業所及び事務所の皆様については、業務の遂行に当たり、パートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をお願い申し上げます。



### 証明書の交付を受けた者の義務等

- ●条例の趣旨に従って証明書を使用すること
- ●当時者の一方又は双方が、渋谷区から転 出したとき (当事者の一方が、転勤又は 親族の疾病等のやむを得ない事情により、一 時的に渋谷区外へ住所を異動する場合を 除く)や、死亡したときは、証明書の返還の届 出を行い、証明書を返還すること
- ●パートナーシップが解消された場合には、当 事者の一方又は双方は、パートナーシップ解 消の届出を行い、証明書を返還すること
- ●区長は、証明書を不正に利用したことがわ かったときは、当該証明を取り消し、証明書 を返還しなければならない

### 証明に当たっての確認事項

### 1 任意後見契約に係る公正証書

相互に相手方を任意後見受任者として、2通作成

※任意後見契約とは、「任意後見契約に関する法律」に基づき、本人の判断能力が不 十分となったときの自分の生活、療養看護および財産の管理に関する事務について、任 意後見受任者(任意後見契約の効力が生じた後は「任意後見人」)に代理権を付与 する委任契約(任意後見契約)をあらかじめ締結しておき、本人の判断能力が不十分 となった場合に、任意後見人が契約に基づいて本人の生活を守ることを目的としたもの

### 合意契約に係る公正証書

共同生活を営むに当たり、次の事項が明記された公正証書の作成

- 二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること
- 二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必 要な費用を分担する義務を負うこと

※上記以外に必要な事項を明記することも可能

### パートナーシップ証明を行う場合の確認に関する特例

条例第10条第2項ただし書に基づき、二人のうち一方又は双方が①~④のいずれかに該当 するとき、ア及びイの内容を「合意契約に係る公正証書」に明記することで、「任意後見契約に 係る公正証書」による確認に代えて証明を行うことが可能

- ① 相手方以外の者と任意後見契約を締結し、 又は締結しようとしており、かつ、相手方がこれ に合意しているとき
- ② 性別の取扱いの変更の審判を受ける前の 性同一性障害者で、審判を受けた後、婚姻 することを当事者間で合意しているとき
- ③ 生活又は財産の形成過程であり、任意後 見受任者に委託する事務の代理権の範囲を 特定することが困難であるとき
- ④ その他区長が合理的理由があると認めるとき
- 当事者の一方の身体能力又は判 断能力が低下したときは、相手方当 事者は、当該人の生活、療養看護 及び財産の管理に関する事務を可 能な限り援助し、当該人の意思を尊 重し、かつ、その心身の状態及び生 活の状況を配慮すること
- イ 当事者間で必要が生じたときは速や かに、任意後見契約に係る公正証 書を作成すること



場所

本人

確認

書類

### 渋谷区パートナーシップ証明 取得までの流れ



### 公正証書作成

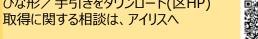
### ③ 申請

### 約1週間 審査

### ④ 交 付

どちらか1人でも受取可(郵送不可)

TODO ひな形/手引きをダウンロード(区HP)





公証役場へ日時を確認

渋谷区パートナーシップ証明に必要な 公正証書を作成したい旨を伝え、公証人と相談しながら作成

全国の公証役場

任意後見契約

http://www.koshonin.gr.jp/list



区役所 3 階住民戸籍課窓口 (宇田川町1-1)

2人で窓口へ(予約不要)

区役所 3 階住民戸籍課窓口 (宇田川町1-1)

#### 必要 手引きは2種類 書類等

◆ 渋谷区パートナーシップ証明発行の手引き

渋谷男女平等・ダイバーシティセンター <アイリス>

① ひな形/手引き ダウンロード

◆ 渋谷区パートナーシップ証明 任意後見契約・合意契 約公正証書作成の手引き

(桜丘町23-21渋谷区文化総合センター大和田8階)

- □ 合意契約および任意後見契約公正証書の文案 ※特例として「合意契約」のみで申請可
- □ 任意後見契約には印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票
- □ 合意契約には印鑑登録証明書

(すべて発行3か月以内)

- □ 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書(発行3か月以内)各自 ※外国人の方は配偶者がいないまたは他者とのパートナーシッ プがない旨の宣誓供述書を申請時に記入、提出
- □ 公正証書の正本または謄本

□ 受付票兼証明書交付引換証

### 1.証明取得全般に関しての相談

事前相談 来館/電話 (随時、開館日※9-17時の間)

2公正証書作成・ライフプランニングに関する相談

にじいろパートナーシップ法律相談 (第3十曜、要事前予約)

予約・お問合せ アイリス 🕿 03-3464-3395

- □ 次の①~⑤のいずれか
  - ①運転免許証と認印
  - ②パスポートと認印
  - ③住民基本台帳カード(顔写真付)と認印
  - ④印鑑登録証明書(3か月以内)と実印
  - ⑤マイナンバーカードと認印

- □ 次の①~⑤のいずれか(写真付のもの)
  - ①運転免許証
  - ②パスポート
  - ③住民基本台帳カード
  - ④マイナンバーカード
  - ⑤在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)
  - ※写真付き書類がない方は、健康保険証と年金手帳など複数点で確認

• 戸籍謄本一诵450円

• 証明手数料300円

□ 申請時と同じ

• 交付済証明手数料300円

### 費用

その他 留意点

- 合意契約…約14000円 • 任意後見契約…約50000円
- ※火~土(祝日の翌日、年末年始を除く)
- ◆ 取得要件の確認(両名ともに)
- □ 渋谷区に居住しかつ住民登録している □ 20歳以上である
- □ 配偶者及び相手方当事者以外のパートナーがいない
- □ 近親者でない

◆ 作成には少なくとも2回は2人で出向く必要あり

の一般的な目安、内容増により+a)

- ◆ 区の定める要件に加え、他内容を盛り込むことも可
- ◆ 公証役場の混み具合により日数がかかる場合あり

(公証役場の手数料、印鑑登録証明書など必要費用込み

◆ 各公証役場へ要事前確認

- ◆ 月~金(祝日、年末年始を除く)8時30分~17時
- ◆ 希望に応じて個室対応可
- ◆ 発行される証明書は1通
  - 職場等で提出が必要な際は「交付済証明書」を申請(証明書の申請と同日に申請可)
- ◆ 交付済証明書を後日申請する場合は、即日交付ができないため後日郵送
- ◆ パートナーシップ証明書に記載の「証明日」は申請日より後の日付



### パートナーシップ証明の取得をご検討の方

区ホームページからダウンロード

- 渋谷区パートナーシップ証明【概要版】
- 渋谷区パートナーシップ証明発行の手引き
- 渋谷区パートナーシップ証明 任意後見契約・合意契約公正証書作成の手引き
- パートナーシップ証明についてのよくあるご質問

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/lgbt/partnership.html

必要書類の準備ができたら申請へ。パートナーシップ証明の発行・交付は

渋谷区役所住民戸籍課窓口 (渋谷区宇田川町1-1 区役所本庁舎3階 暮らしの手続きのフロア)

月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分~17時



### パートナーシップ証明に関する相談窓口

問合せ・予約 03-3464-3395

- 取得に関する相談・・・アイリス 火~土曜 9時~17時(祝日の翌日、年末年始を除く)
- 司法書士による公正証書作成等の相談・・・

性的少数者のための にじいろパートナーシップ法律相談 第3土曜 13時~16時 事前予約制 パートナーシップ証明に必要な公正証書やライフプランの疑問など ひとり(1組)45分

### その他 性的マイノリティ支援の取り組み

• 性的少数者のための にじいろ電話相談

第2,4土曜 13時~16時 当日電話 03-3464-3401 人間関係、職場や学校の困りごとなど本人や家族が抱えるモヤモヤについて ひとり30分

• LGBTコミュニティスペース #渋谷にかける虹

毎月1回さまざまなテーマでおしゃべり会を開催しています。

Twitter @shibuya niji Facebook shibuya\_niji ホームページ https://shibuya-niji.jp



「しぶやレインボー宣言」POP

LGBTが安心して暮らし、働ける社会づくり推進のため、理解と支援の輪を可視化・拡大することを目的 に、条件を満たしたLGBTアライ宣言を行う区内企業・事業所・店舗に対してPOPを交付しています。

### 「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」小冊子

パートナーシップ証明が制度として盛り込まれている条例を詳しく紹介している小冊子です。 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/jourei/lgbt.html



### 相談及び苦情への対応

条例及び区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に関しての 相談または苦情の申し立てはアイリスで受けつけます。

### 発行

渋谷男女平等・ダイバーシティセンター <アイリス> 🛣 03-3464-3395

渋谷区桜丘町23-21 渋谷区文化総合センター大和田8階





# 世田谷区基本構想

平成 25 年 9 月 世 田 谷 区

### 世田谷区基本構想

平成25年9月27日議決

世田谷区は、1932(昭和7)年に世田谷、駒沢、玉川、松沢の2町2村が合併して生まれました。その後、1936(昭和11)年に千歳、砧の2村が合併して現在の世田谷区の姿となり、いまでは、東京都内で最も多くの人が暮らす住宅都市へと発展しました。区民と区は国分寺崖線や多くの河川、農地などの貴重な自然環境と地域の文化、伝統を大切にしつつ、寛容で活気あふれる社会を築くとともに、自治を追求してきました。

一方、少子高齢化によって、世田谷区でも人口構成が大きく変わり、単身・高齢者世帯がますます増えていきます。金融、労働、情報などのグローバル化が進み、地球資源の限界にも直面しています。格差や少子化、社会保障の維持などの課題に取り組むことも求められます。また東日本大震災と原子力発電所の事故は、災害への日ごろの備えがきわめて重要で、緊急の課題であることをあらためて認識させただけでなく、一人ひとりの生き方や地域社会のあり方を見なおすきっかけとなりました。

こうした厳しい時代にあっても、先人から受け継いだ世田谷のみずとみどりに恵まれた住環境や、多様性を尊重してゆるやかに共存する文化・地域性は、子どもや若者の世代へ引き継いでいかなければなりません。多様な人材がネットワークをつくり、信頼関係に支えられてだれもが安心して暮らすことができる都市を築いていくことが必要です。

世田谷区はこのような考え方のもとで、基本構想として、今後の目標や理念を九つのビジョンにまとめました。これは今後20年間の公共的指針です。区民は主体的に公にかかわり、地域とのつながりをさらに深め、自立して自治をより確かなものにします。区は自治体としての権限をより広げ、計画的に行政を運営し、区民や事業者とともに、基本構想の実現に努めます。

### 九つのビジョン

### 一、個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていきます。差別や偏見をなくし、いじめや暴力のない社会を実現します。だれもが地域の活動に参加できるようにします。世代を超えて出会い、集える多様な場所を区民とともにつくります。人と人とのつながりを大切にして、一人ひとりが地域の中で自分のライフステージに沿って居場所や役割を見いだし、活躍できるようにします。安心して暮らし続けるためのセーフティネットを整えます。

### 一、子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する

家庭、学校、地域、行政が柔軟に連携して教育の充実につとめます。子どもの人権を守り、個性や能力を伸ばし、郷土を慈しむ心や豊かな人間性を育みます。子ども・若者が希望を持って生活できるようサポートし、住みやすい、住みたいまちをめざします。また子育て家庭や保育を必要とする家庭を支援し、親の学びと地域の中の交流の機会を設けるなど、子どもと大人が育ちあうまちをつくります。区民やNPOによる子どもや若者、子育て家庭のための活動も応援します。

### 一、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする

一人ひとりがこころとからだの健康や病気の予防を心がけ、できる範囲で公の役割を担えるような地域づくりを進めます。障害者や高齢者をはじめ、だれもが安心して暮らしていけるように身近な地域で保健・医療や福祉サービスの基盤を確かなものにします。世田谷で実績のある区民成年後見人の取り組みや高齢者の見守りなどをさらに広げ、そうした活動にたずさわる人材を地域で育てます。多世代が共に協力して支え合う新たな暮らし方を希望する人も応援します。

### 一、災害に強く、復元力を持つまちをつくる

老朽化しつつある社会インフラを保全、更新するとともに、建物の耐震化・不燃化や避難路の整備、豪雨対策など、安全で災害に強いまちづくりを進めます。区民が防災・減災の意識と知識を持ち、小学校などを地域の拠点とし、災害弱者になりやすい人への支援もふくめた地域づくりに力を尽くします。災害時の活用を意識して、自らの暮らしに不可欠なエネルギーや食糧などは、一つの方法に頼らないようにして備えておきます。災害など何かあってもしなやかに、そしてすみやかに立ち直れるまちにしていきます。

### 一、環境に配慮したまちをつくる

将来の世代に負担をかけないよう、環境と共生し、調和したまちづくりを進めます。農地、屋敷林といった武蔵野の風景をはじめ、23区内でも希少なみずとみどりを保全・創出し、その質と量の向上を図ります。また、地球環境の問題も意識し、エネルギーの効率的な利用と地域内の循環、再生可能エネルギーの拡大、ごみの抑制、環境にやさしい自転車や公共交通機関の積極的な利用などを進めていきます。

### 一、地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする

地域を支える多様な産業を育成していきます。活気のある商店街や食の地産 地消を可能にする農地、環境や生活に貢献する工業技術も重要です。各分野で 世田谷ブランドを創造し、区内外に伝えます。区内に数多くある大学、NPO などの専門性や人材を生かします。ソーシャルビジネスなどによって若者や子 育てをしている人、障害者、高齢者も働き手となる職住近接が可能なまちにし ます。仕事と生活の両方を大事にするワークライフバランスを提唱していきま す。

### 一、文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する

区内から多くの人材を輩出している文化・芸術・スポーツの分野では、区民の日常的な活動をさらにサポートし、より多くの人に親しむ機会を提供します。 区民が生涯を通じて学び合い、文化やスポーツを楽しみ、世代を超えて交流できる地域の拠点をつくります。そこで生まれた文化や芸術を国内外に発信していきます。また、いまも残る世田谷の伝統行事や昔ながらの生活文化も将来の世代に引き継ぎます。

### 一、より住みやすく歩いて楽しいまちにする

区は他の自治体に先駆け、区民と手を携えて総合的なまちづくりに取り組んでいます。今後も区民とともに、地域の個性を生かした都市整備を続けていきます。駅周辺やバス交通、商店街と文化施設を結ぶ道路などを整えます。歴史ある世田谷の風景、街並みは守りつつ、秩序ある開発を誘導し、新しい魅力も感じられるよう都市をデザインします。空き家・空き室を地域の資源として活用するなど、より住みやすく、歩いて楽しいまちにしていきます。

### 一、ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする

自治の担い手である区民が区政に参加できる機会を数多く設けます。幅広い世代の区政への関心を高め、多様な声を反映させるため、区民が意見を述べる場を今後もつくります。地域の課題解決に取り組む区民や団体が、互いに協力して自治を進められるよう支援します。区をはじめ公の機関・組織は情報公開を徹底するとともに、区民との信頼関係を築いていきます。町会・自治会やNPOの活動にも加わるなど、地域の課題に主体的に向き合う区民が一人でも多くなるよう努力します。

### ○実現に向けて

区はこの基本構想の実現に向けて、次の方策を講じていきます。

### 《計画的な行政運営》

- ・基本構想にもとづいて、基本計画や実施計画などをつくります。
- ・基本計画などについて、計画から実施、評価、それを受けた改善のサイクル をつくり、外部評価も含め、検証しながら進めていきます。

### 《地域行政と区民参加》

- ・区民の視点に立って多様な課題に対応できるよう柔軟に組織を構築します。
- ・きめ細かい地域行政を展開するため、総合支所、出張所・まちづくりセンターなどでも区民が区政に参加する機会を数多くつくっていきます。
- ・地域における行政サービスのあり方を踏まえた区庁舎の整備を進め、災害時 の拠点としても十分機能するようにします。

### 《自治権の拡充と持続可能な自治体経営》

・都区制度の改革や財政自主権の確立に積極的に取り組み、自治権を広げると ともに、持続可能な自治体経営に向けて行政経営改革を進め、財政基盤を強 化します。

### 《区外との協力》

- ・国や都と協力し、近隣自治体とも連携して広域的な課題に取り組みます。国内外の自治体との関係を深め、それぞれの特色を生かして、災害時の協力体制などを築きます。
- ・多文化が共生する社会の実現に向けて、国際交流を進めていきます。

資料8-2

### 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 (平成30年3月6日条例第15号)

最終改正:

改正内容:平成30年3月6日条例第15号

○世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

平成30年3月6日条例第15号

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 基本的施策等(第8条・第9条)
- 第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会(第10条)
- 第4章 苦情処理(第11条・第12条)
- 第5章 雑則(第13条)

附則

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、国境及び民族の違いを越えて私たち人類の目指すべき方向である。また、一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画し、及び責任を分かち合うことができる社会の実現につながる。世田谷区は、こうした理念を区、区民及び事業者で共有し、一体となって男女共同参画及び多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画及び多文化共生の推進に関し、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策(以下「男女共同参画・多文化共生施策」という。)の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会及び多文化共生社会を形成し、もって全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。
(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画 性別等にかかわらず、全ての人が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画 する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。
  - (2) 多文化共生 全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。
  - (3) 性別等 生物学的な性別及び性自認(自己の性別についての認識をいう。以下同じ。)並びに性的指向(どの性)別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。以下同じ。)をいう。
  - (4) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先を有する者をいう。
  - (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
  - (6) 性的マイノリティ 性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々をいう。
  - (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力(これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動を含む。)のことをいう。

(基本理念)

(区民の責務)

- 第3条 男女共同参画及び多文化共生を推進するための基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。
  - (1) 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。
  - (2) 全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。
  - (3) 全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。 (区の青務)
- 第4条 区は、基本理念にのっとり、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
- 2 区は、男女共同参画・多文化共生施策の実施に当たっては、区民及び事業者の協力を得るとともに、国、他の地方公 共団体その他関係機関等と連携協力して取り組むものとする。
- **第5条** 区民は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、あらゆる分野の活動において、 男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 区民は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- **第6条** 事業者は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において、男女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に向けた必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力するよう努めなければならない。 (性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消等)
- 第7条 何人も、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。
- 2 何人も、公衆に表示する情報について、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別 を助長することのないよう留意しなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本的施策)

- 第8条 男女共同参画・多文化共生施策は、次に掲げるものを基本とする。
  - (1) 固定的な性別役割分担意識の解消
  - (2) ワーク・ライフ・バランス(個人の仕事と生活の調和を図ることをいう。)に係る取組の推進
  - (3) ドメスティック・バイオレンスの根絶
  - (4) 性別等の違いに応じた心及び身体の健康支援
  - (5) 性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援
  - (6) 外国人、日本国籍を有する外国出身者等(以下「外国人等」という。)への情報の多言語化等によるコミュニ ケーション支援
  - (7) 外国人等が安心して安全に暮らせるための生活支援
  - (8) 外国人等との交流の促進等による多文化共生の地域づくりの推進
  - (9) 外国人等の社会参画及び社会における活躍を推進するための支援
  - (10) 国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる偏見又は不当な差別の解消
- 2 区長は、前項に定める基本的施策を効果的に推進するため、必要な教育又は啓発を積極的に行うものとする。 (行動計画)
- 第9条 区長は、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定し、これを公表するものとする。
- 2 区長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ次条に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会の 意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、毎年1回、行動計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

(世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会)

- 第10条 男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 行動計画に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める事項
- 3 審議会は、学識経験者、区内に住所を有する者その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に 行うため、部会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 苦情処理

(苦情の申立て等)

- 第11条 区民又は事業者は、男女共同参画・多文化共生施策に関する事項について、区長に対し苦情若しくは意見の申立て又は相談をすることができる。
- 2 区長は、前項の規定による申立て又は相談(以下「苦情の申立て等」という。)を受けたときは、速やかに調査等を行い、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。この場合において、区長は、必要と認めるときは、次条に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会に諮問し、その意見を聴くものとする。

(世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会)

- 第12条 苦情の申立て等について、公正かつ適切に処理するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を置く。
- 2 苦情処理委員会は、前条第2項の規定による区長の諮問に応じ、苦情の申立て等について調査審議し、区長に対して 意見を述べるものとする。
- 3 苦情処理委員会は、男女共同参画及び多文化共生に関し、深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員 3名以内をもって組織する。

- 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 苦情処理委員会は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

平成27年9月25日27世人男女第184号

改正

平成28年4月1日28世人男女第23号 平成30年3月30日29世人男女第214号 平成31年3月28日30世人男女第271号 令和2年3月27日31世人男女第250号 令和2年7月10日2世人男女第55号

世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざす世田谷区基本構想の理念に基づくとともに世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(平成30年3月世田谷区条例第15号)第8条第1項第5号に規定する支援に係る施策として、同性カップルがその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとします。

(定義)

- 第2条 この要綱において「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共 にしている、又は共にすることを約した性(自認する性を含みます。)を同じくする2人の者を いいます。
- 2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、同性カップルであることを区長に対して 宣誓することをいいます。

(宣誓の要件及び方法)

- 第3条 パートナーシップの宣誓は、次の要件を満たす同性カップルに限り、行うことができるものとします。
  - (1) 双方が成年に達していること。
  - (2) 双方が区内に住所を有すること又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への 転入を予定していること若しくは双方とも区内への転入を予定していること。
  - (3) 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと。
  - (4) 双方とも他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
  - (5) 既に他の者とパートナーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出てい

ること。

- (6) 双方の関係等が直系血族又は三親等内の傍系血族の間でないこと。(双方の関係等が直系 血族又は三親等内の傍系血族の間においては、養子縁組によってその関係になった場合で、か つ、養子縁組する前の関係が直系血族でも三親等内の傍系血族の間でもなかった場合について は、双方の関係等が直系血族又は三親等内の傍系血族の間でないとみなします。)
- 2 パートナーシップの宣誓は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルが区職員の 面前において住所、氏名及び日付を当該同性カップルのそれぞれが自ら記載したパートナーシッ プ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」といいます。)を、当該区職員に提出することにより行 うものとします。
- 3 宣誓書の受領は、区長が指定する場所において行うものとします。
- 4 区長は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの一方又は双方が宣誓書に自ら 記入することができないときは、当該同性カップルの双方の立会いの下で他の者に代書させるこ とができます。

(宣誓書の写し等の交付)

- 第4条 区長は、パートナーシップの宣誓をした同性カップルに対し、収受印を表示した宣誓書の 写しを交付するものとします。
- 2 前項の宣誓書の写しには、当該宣誓書に関するパートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式) を添付するものとします。
- 3 前項に掲げるもののほか、希望するカップルには、双方に小型のパートナーシップ宣誓書受領 証も添付するものとします。

(宣誓書の写し等の再交付)

第5条 区長は、前条第1項の同性カップルがパートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書(第3号様式)を提出することにより宣誓書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はその 双方の再交付を希望する旨を申し出たときは、当該同性カップルに対し、宣誓書の写し若しくは パートナーシップ宣誓書受領証又はその双方を再交付するものとします。

(宣誓書の保存)

第6条 区長は、宣誓書を10年間保存するものとします。ただし、第4条第1項の同性カップルの 双方が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄します。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、生活文化政策部長が別に定めます。

附 則

- この要綱は、平成27年11月1日から施行します。 附 則(平成28年4月1日28世人男女第23号)
- この要綱は、平成28年4月1日から施行します。 附 則(平成30年3月30日29世人男女第214号)
- この要綱は、平成30年4月1日から施行します。 附 則(平成31年3月28日30世人男女第271号)
- この要綱は、平成31年4月1日から施行します。 附 則(令和2年3月27日31世人男女第250号)
- この要綱は、令和2年4月1日から施行します。 附 則(令和2年7月10日2世人男女第55号) この要綱は、令和2年7月13日から施行します。

資料9-1

#### ○千葉市男女共同参画ハーモニー条例

平成14年9月25日 条例第34号

千葉市民が、21世紀を豊かにいきいきと暮らしていくためには、男女が人権を尊重しあい、互いの個性と能力を十分に発揮し、自立した生活を営むことができる男女共同参画社会を形成することが緊要な課題である。

千葉市は、これまで「ハーモニー」を男女共同参画社会をイメージする言葉として、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会を目指し各種の施策を積極的に展開してきたが、なお一層の努力が求められている。

千葉市は、ここに、すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

- 第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の 役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めるこ とにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
  - (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。
  - (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会について男女間の格差を是正するため必要な 範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
  - (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、及びその他の人権が尊重されること。
  - (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を前提とした社会のさまざまな制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立し、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
  - (3) 社会のあらゆる分野で男女共同参画が推進されるよう、市、市民及び事業者が、自らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、そのための活動が支援されること。
  - (4) 男女が、性別にかかわらず、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野の意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
  - (5) 家族を構成する女性及び男性が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護 等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を円滑に行い、家族の一員とし ての役割を果たすことができること。
  - (6) 女性及び男性が、人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。
  - (7) 男女共同参画社会の形成が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協力の下に推進されること。

(市の役割)

- 第4条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策(積極的格差是正措置を含む。)を策定し、 実施する役割を担うものとする。
- 2 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との協働を図る役割を担うものとする。 (市民の役割)

- 第5条 市民は、男女共同参画社会の形成についての理解を深め、職場、家庭、地域、学校その 他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に努める役割を担うものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画社会の形成に努めるとともに、職場に おける活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できる職場環境を整備する役割を担 うものとする。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担うものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、他の者に対し性的 な言動を行うことにより、当該者の生活の環境を害し、若しくは不快な思いをさせ、又は性的 な言動を受けた者の対応により、当該者に不利益を与える行為を行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者等に対し、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為等を 行ってはならない。

(基本的施策)

- 第8条 市は、男女共同参画社会の形成を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。
  - (1) 政策の決定過程における男女共同参画を推進するため、積極的格差是正措置として女性 職員の積極的な職域拡大及び管理職等への登用を総合的かつ計画的に推進することとし、そのために必要な研修等の実施に努めること、職員が職場における活動と家庭生活における活動との両立を支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくりに努めること及び附属機関の委員の委嘱に当たり、女性委員の拡大に努めること。
  - (2) 学校教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画社会の形成を推進するための措置を講じるよう努めること。
  - (3) 雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の状況について報告を求め、適切な措置を講じるよう協力を求めること。
  - (4) 自営の商工業又は農林水産業に従事する男女が、対等な構成員として経営等に参画する機会を確保するため、研修、情報の提供その他の活動に必要な支援を行うよう努めること。
  - (5) 女性及び男性が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、子育て、家族の 介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、相互の協力と社会の支 援の下に円滑に行うことができるように、必要な支援を行うよう努めること。
  - (6) 男女共同参画社会の形成を推進する活動を行う民間の団体との連携を図り、当該活動に 必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めること。
  - (7) 女性及び男性が、対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、生涯にわたる心身の健康が維持され、妊娠、出産その他の健康について自らの意思が尊重されるよう、性に関する教育、相談その他の必要な措置又は支援を行うよう努めること。 (平成22条例27・一部改正)

(基本計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、千葉市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。 (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第10条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに

- 当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。
  - (年次報告)
- 第11条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について報告書を作成 し、公表するものとする。

(調査研究)

- 第12条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に 関する調査研究及び情報の収集を行うものとする。
  - (広報活動等)
- 第13条 市は、男女共同参画社会の形成についての市民及び事業者の理解を深めるために積極的 な広報活動に努めるものとする。
- 2 市は、刊行物等を作成するに当たっては、第3条に規定する基本理念の趣旨を踏まえ作成する ものとする。

(男女共同参画週間)

- 第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に対する関心を高め、理解を深めると ともに、男女共同参画社会の形成に向けた取組が積極的に行われるよう、男女共同参画週間を 設ける。
- 2 男女共同参画週間は、毎年12月のうち市長が別に定める日から1週間とする。
- 3 市長は、男女共同参画週間において、男女共同参画社会の形成に著しく貢献し、又は積極的な取組を行ったと認められる事業者を表彰することができる。 (拠点施設)
- 第15条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進し、並びに市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する取組を支援するため、拠点施設を設けるものとする。 (苦情及び相談の申出等)
- 第16条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び相談を処理し、並びに男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、必要な委員(以下この条において「委員」という。)を置く。
- 2 市民及び事業者は、委員に対し前項に規定する苦情若しくは相談又は救済を申し出ることができる。
- 3 委員は、前項の規定による苦情又は相談の申出があった場合は、必要に応じて調査等を行う とともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べるものとする。
- 4 委員は、第2項の規定による救済の申出があった場合は、必要に応じて関係者に対し調査等を 行うとともに、必要があると認めるときは、当該関係者に対し助言、是正の要望等を行うもの とする。
- 5 委員は、第1項に規定する苦情及び相談の処理状況について千葉市男女共同参画審議会に報告 するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員に対する申出に関し必要な事項は、規則で定める。 (審議会)
- 第17条 市長の諮問に応じ、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査 審議するため、市長の附属機関として、千葉市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。) を置く。
- 2 審議会は、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、学識経験者、市民の代表者等のうちから、市長が男女の委員の数が概ね同数となるよう委嘱した委員15人以内で組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、2期を超えて連続して再任されることはできない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (委任)
- 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則
- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画社会の形成に関する市の基本的な計画であって、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則(平成22年3月23日条例第27号) この条例は、平成22年4月1日から施行する。

# 千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を 定めることにより、<mark>千葉市男女共同参画ハーモニー条例(平成14年千葉市</mark> 条例第34号)の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重され、さま ざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現に寄与すること を目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約 した2人の者の関係をいう。
    - ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
    - イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分 担すること。
  - (2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いをパートナーとし、前号に規定する事項を約することを市長に対して誓うことをいう。
  - (3) 申告 本市域内へ転入前に、別に定める地方公共団体において、第4条に規定する宣誓に類する行為をし、第6条に規定する証明書又は証明カードに類する書類(以下「証明書等類似書類」という。)の交付を受けた2人の者が、当該事実及びパートナーシップを形成していることを市長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(宣誓の要件)

- 第3条 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していない者は、宣誓をすることができない。
- 2 2人の者のいずれも、本市域内に住所を有せず、かつ、本市域内への転入 を予定していない場合には、宣誓をすることができない。
- 3 配偶者のある者は、宣誓をすることができない。
- 4 共に宣誓をしようとしている者以外の者とパートナーシップを形成している者は、宣誓をすることができない。
- 5 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない

者同士の間では、宣誓をすることができない。ただし、同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の間においては、この限りでない。 (宣誓の方法)

- 第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に次の各号に掲げるすべての書類を添えて市長に提出し、又は提示するものとする。
  - (1)住民票の写し(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内であるものに限る。)であって住所が記載されているもの
  - (2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づく婚姻が可能であることを証する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)
  - (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により宣誓を行った2人の者(以下「宣誓者」という。)が、本 市域内へ転入を予定している場合には、宣誓書の確認事項欄に記載した転入 予定日から14日以内に、次の各号のいずれかの書類を提出し、又は提示す るものとする。
- (1) 本市域内に転入する予定が記載された転出証明書
- (2) 前項第1号に規定する書類
- 3 宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、前項第2号の書類の提出又は提示を行うことが困難な場合には、その旨を市長に申し出るものとする。
- 4 宣誓者が本人であるかどうかの確認方法については、戸籍法(昭和22年 法律第224号)第27条の2第1項の規定の例による。

(通称名の使用)

第5条 宣誓には通称名を使用することができる。

(証明書及び証明カードの交付)

- 第6条 宣誓者は、第12条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書(様式第2号)によりパートナーシップ宣誓証明書(様式第3号。以下「証明書」という。)又はパートナーシップ宣誓証明カード(様式第4号。以下「証明カード」という。)の交付を申請することができる。
- 2 市長は、前項の規定による交付の申請を受けた場合には、宣誓者に対し、 第4条第4項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書又は証明 カードを交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名

を使用したときには、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合には、これに準ずるもの)を証明書又は証明カードに記載するものとする。 (申告の方法)

- 第7条 申告をしようとする者(以下「申告者」という。)は、パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第5号。以下「申告書」という。)に次の各号に掲げるすべての書類を添えて市長に提出し、又は提示するものとする。
  - (1) 転入前に交付を受けた証明書等類似書類
  - (2)住民票の写し(申告日前3か月以内に発行されたものに限る。)、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内であるものに限る。)であって別に定める地方公共団体の区域内から本市域内への転入が確認できるもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は前項の規定により申告書の提出があった場合において、証明書を申告者に交付するものとする。ただし、申告者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- (1) 民法第4条に規定する成年に達していない者
- (2) 2人の者のいずれも、本市域内に住所を有していない場合
- (3)配偶者のある者
- (4) 共に宣誓をしようとしている者以外の者とパートナーシップを形成して いる者
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の間。ただし、同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の間においては、この限りでない。
- 3 第4条第4項、第5条及び前条の規定は、申告をする場合について準用する。この場合において、第4条第4項、第5条及び前条第2項中「宣誓」とあるのは「申告」と、前条第1項中「宣誓者」とあるのは「申告者」と、「宣誓書」とあるのは「申告書」と読み替えるものとする。

(パートナーシップの変更等及び証明書等の返還)

- 第8条 宣誓者又は申告者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ変更・解消届(様式第6号。以下「変更・解消届」という。)により市長に届け出るものとする。この場合においては、第4条第4項に規定する本人確認の手続を準用する。
  - (1)住所、氏名その他宣誓又は申告時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があったとき。この場合においては、第4条第1項又は前条第1項第1号に規定する書類であって、変更後の事項を確認できるもの(住民票の写しの場合においては、「宣誓日前」又は「申告日前」とあるのは「届

出前」と読み替えるものとする。)を提出し、又は提示するものとする。

- (2) パートナーシップが解消されたとき。
- (3) 双方が本市域外へ転出したとき。(宣誓者が別に定める地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告する場合を除く。)
- (4) 一方が死亡したとき。
- 2 宣誓者又は申告者は、前項第2号又は第3号に該当する場合には、交付を 受けた証明書及び証明カードを返還するものとする。ただし、国又は地方公 共団体の機関への提出等の理由により返還することが困難なときは、この限 りでない。
- 3 市長は、第1項の届出があった場合において、宣誓者又は申告者のうちに、 同項後段の規定による確認をすることができない者があるときは、当該届出 を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該届出を受領したことを通知する ものとする。
- 4 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。
- 5 市長は、宣誓者が別に定める地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の 首長に対して申告した場合は、第2項の規定により証明書又は証明カードが 返還されたものとみなすことができる。

(パートナーシップの無効)

- 第9条 パートナーシップは、次に掲げる場合に限り、無効とする。
  - (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
  - (2) 第3条各項の規定により、宣誓することができない事由が発生したとき (申告者にあっては第7条第2項各号に該当する事由が発生したとき。)。 この場合において、当該パートナーシップは、将来に向かってその効力を 失う。
- 2 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とするに当たっては、 あらかじめ千葉市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合には、宣誓者又は申告者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。 (市における宣誓書及び申告書の取扱い)
- 第10条 市長は、この要綱の規定に基づいて行われた宣誓、申告及び市が交付した証明書の趣旨にのっとり、施策を行わなければならない。 (市民及び事業者への周知)
- 第11条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われた宣誓、申告及び市が交付した証明書の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。 (宣誓書及び申告書の保存期間)

- 第12条 市長は、宣誓書及び申告書を30年間保存するものとする。 (補則)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年1月29日から施行する。

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

資料10-1

○総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例

平成31年3月22日 条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に当たり、多様な性の理解に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、もって全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 全ての人が多様な性を認め合い、個人としての尊厳が重んじられ、性的マイノリティであることによる差別的な扱いや暴力的行為を受けることなく、助け合い、補い合い、かつ、能力を発揮する機会が確保された明るく幸せな地域社会を目指すものとする。 (定義)
- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画 総社市男女共同参画推進条例(平成17年総社市条例第169号)第3条第1号に 規定する男女共同参画をいう。
  - (2) 性的マイノリティ 性的指向(どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。)や性 自認(自己の性別についての認識をいう。)のあり方が多数者とは異なる者をいう。
  - (3) カミングアウト 自らが性的マイノリティであることを公表することをいう。
  - (4) パートナーシップ 2人の者が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。
  - (5) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、パートナーシップの関係 である旨を誓うことをいう。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、多様な性の特性 を理解するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、多様な性の特性に配慮した体制の整備に 努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。 (教育の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者は、多様な性を認め合う意識の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(権利侵害の禁止)

- 第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い又は暴力的行為
  - (2) 性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること。
  - (3) カミングアウトを強制し、又は禁止すること。

(広報啓発活動)

第9条 市は, 多様な性に対する市民及び事業者等の理解を深めるため, 必要な広報啓発活動に 努めるものとする。

(相談及び苦情の申出)

- 第10条 何人も、性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱いによって権利が侵害された場合の相談又は苦情を、市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の申出を受けたときは、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

(施策の実施)

第11条 市は、多様な性の理解に係る施策について、総社市男女共同参画推進条例第9条に規定

する基本計画に基づき実施するものとし、当該施策の実施に関し必要な事項については、同条例第15条に規定する審議会において調査審議を行うものとする。

(パートナーシップの宣誓等)

第12条 パートナーシップの宣誓は、宣誓書を市長に提出することにより、これを行う。

2 市長は、パートナーシップの宣誓があった場合は、パートナーシップ登録簿への登録を行うとともに、宣誓をした2人の者に対して、登録証明書に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(その他)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(総社市男女共同参画推進条例の一部改正)

2 総社市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

資料10-2

○総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則

平成31年3月22日 規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例(平成31年総社市条例第14 号。以下「条例」という。)第12条に規定するパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。 (宣誓対象者の要件)
- 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 成年に達していること。
  - (2) 市内に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
  - (3) 配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
  - (4) 当事者同士が、民法(明治29年法律第89号)第734条第1項に規定される近親者でないこと。

(宣誓の方法)

- 第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓する日程等について事前に市と調整のうえ、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に必要事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
  - (1) 住民票の写し(本市への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類)
  - (2) 戸籍抄本(外国人については、独身である事実が確認できる書類)
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 当事者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者立会いのもと他の者に代書させることができる。
- 3 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ登録証明書(様式第2号。以下「登録証明書」という。)に表示される氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)の表示を希望するときは、宣誓書に戸籍上の氏名と通称を併記することにより使用することができる。
- 4 宣誓書の受領は、市民生活部人権・まちづくり課において行うものとする。 (本人確認)
- 第5条 市長は、前条の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の 各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
  - (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(登録証明書の交付)

- 第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ登録簿(様式第3号)への登録を行うとともに、宣誓者に対し、登録証明書に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。
- 2 市長は、宣誓をしようとする者が第4条第3項の規定により通称の使用を希望するときは、登録証明書に表示する氏名について、当該通称を使用するものとする。

(登録証明書の再交付)

第7条 前条第1項の規定により登録証明書の交付を受けた者が、当該登録証明書を紛失、毀損又 は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ登録証明書再交付申請書(様式第4号。以下 「再交付申請書」という。)を提出することにより、登録証明書の再交付を受けることができ る。 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、登録証明書を再交付するものとする。

(登録証明書の返環)

- 第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ登録証明書返還届 (様式第5号)に必要事項を自ら記入のうえ、登録証明書を添えて市長に届け出なければならない。
  - (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
  - (2) 当事者の一方が死亡したとき。
  - (3) 当事者の一方又は双方が市外に転出したとき(次条に規定する届出があった場合を除く。)。

(協定自治体への転出)

第9条 本市とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している市区町村(以下「協定自治体」という。)に転出する宣誓者で、転出先の協定自治体において登録証明書を継続使用しようとするものは、その旨を市長に届け出なければならない。

(協定自治体からの転入)

- 第10条 協定自治体から本市に転入した者で、当該協定自治体において登録証明書等(登録証明書と同等の効力を有するものに限る。)の継続使用を届け出たもの(以下「継続使用者」という。)は、当該登録証明書等を継続して使用することができる。
- 2 市長は、継続使用者が協定自治体において行った宣誓を、条例第12条第1項の宣誓とみなし、 パートナーシップ登録簿への登録を行うものとする。ただし、同条第2項に規定する登録証明 書の交付は、継続使用者から申出があった場合に限り、行うものとする。
- 3 前3条の規定は、継続使用者について準用する。 (その他)
- 第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月29日規則第33号)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表面)



### パートナーシップ宣誓書

私たち_			は,総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する#	見則
に基づき,	裏面の事項を確	認のうえ,	, 互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し, 署名しま	す。
宣誓日	年	月	日	
	宣誓者	A. 3		
		フリガナ 氏名		
		フリガナ		
		(通 称)		
		住 所		
		フリガナ		
		(通 称)		
	代書者			
		氏 名		

(裏面)

## パートナーシップの宣誓に係る確認

私たちは、総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則に基づくパートナーシップ宣誓をするに あたり、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。

また,以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、パートナーシップ登録証明書を返還いたします。

	A	在 認 事 項	
規則の規定	項目	どちらかの □ に「✔	」を付けてください。
第3条第1号	(年齢要件) 宣誓する当日において, 双方が成年に 達していること	□ 左記に該当します	<ul><li>□ 左記に該当しません</li><li>↓</li><li>宣誓できません</li></ul>
第3条 第2号	(住所要件) 総社市内に住所を有していること又は 総社市への転入を予定していること	□ 左記に該当します 転入予定日 年 月 日	<ul><li>□ 左記に該当しません</li><li>⇒</li><li>宣誓できません</li></ul>
第3条 第3号	(独身要件) 配偶者がいないこと及び相手方当事者 以外の者とパートナーシップの関係に ないこと	□ 左記に該当します	<ul><li>□ 左記に該当しません</li><li>↓</li><li>宣誓できません</li></ul>
第3条 第4号	(公序良俗要件) 当事者同士が,民法第734条第1項 に規定される近親者でないこと	□ 左記に該当します	<ul><li>□ 左記に該当しません</li><li>⇒</li><li>宣誓できません</li></ul>

様式第2号(第4条,第6条関係)

(裏)

#### この証明書の提示を受けられた方へ

総社市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指しており、この証明書は、おふたりが"パートナーシップ宣誓"されたことを、総社市が証するものです。

法律上の効果が生ずるものではありませんが、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことで、いきいきと輝き、活躍されることを期待するものです。

証明書の提示を受けられた方は,この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

.....

特記事項

#### 備考

- 1 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。
- 2 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

		氏	名	(	iñ	称	)	住	所		連	絡	先
<b>於録番号</b>		フリガナ									7.00		
	至録者			(			)						
		フリガナ											
				(			)						
		受付日							áp:	月	B		
	宣誓情報	登録日							年	Я	日		
		証明書交付日							年	月	日		
	届出による	5			- A			dir.	月	H			
	削除	☐ #F/IR	□ 解消 □ 死亡		□ 帳出		証明書返還の有無		口有	□無			
	備考												

パートナー	ーシップ登録証明書再交付申請書
年 月 日付で交付	を受けた, パートナーシップ登録証明書の再交付を受けたいの
で,総社市パートナーシップの宣誓	『の取扱いに関する規則第7条の規定により申請します。
再交付を希望する理由(いずれ	かに○をしてください。)
(1) 紛失	
(2) 毀損	
(3) その他(	)
年 月 日	
	申請者
	生 所 - フリガナ 氏 名
	フラガナ (通 称)
	生 所
	<u>氏名</u>
	(通 称)
	代書者
	氏 名

様式第5号(第8条関係)								
パートナーシップ登録証明書返還届								
総社市バートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則第8条の規定により、バートナーシップ登録 証明書を返還します。 返還の理由(いずれかに○をしてください。) (1) 当事者の意思によるバートナーシップ関係の解消 (2) 当事者の死亡 (死亡年月日 年 月 日) (3) 総社市からの転出(転出先 )  年 月 日  届出者  佐. 所								

明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての市民が、SOGIEにかかわらず、自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの届出に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる
  - (1) SOGIE 性的指向(恋愛感情又は性的欲求の対象となる性別についての指向をいう。)、性自認(自己の性別についての認識をいう。)及び性表現(服装や髪形等自己の性別についての表現をいう。)の総称をいう。
  - (2) パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族 として尊重し、協力し合う継続的な2人の関係をいう。

(パートナーシップ・ファミリーシップの届出)

- 第3条 パートナーシップ又はファミリーシップ(以下「パートナーシップ等」という。)を形成している者は、その関係にある旨を市長に届け出ることができる。
- 2 前項の規定による届出(以下「届出」という。)をすることができる者は、次の 各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
  - (2) 届出をしようとする者のいずれかが市内に住所を有していること(市内への転入を予定している場合を含む。)。
  - (3) 配偶者がいないこと。
  - (4) 相手方以外の者とパートナーシップ等を形成していないこと。
  - (5) 届出をしようとする者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族をいう。以下同じ。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(提出書類)

- 第4条 届出をしようとする者(以下「届出者」という。)は、市長が別に定める届 出書(以下「届出書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するもの とする。
  - (1) 住民票の写しその他の現住所を証する書類(届出日前3か月以内に発行されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。)(市内への転入を予定して

- いる者にあっては、その事実を確認することができる書類)
- (2) 個人番号カード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証、 資格証明書等であって届出をしようとする者の顔写真が貼付されているもの
- (3) 戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他の配偶者がいないことを証する書類(届出日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 届出書は、当事者双方が署名したものでなければならない。ただし、届出者の 双方又は一方の署名が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。 (受理証明書等の交付)
- 第5条 市長は、届出書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、届出者に対し、届出の事実を証明するパートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書(以下「受理証明書」という。)を交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、届出者のいずれもが市内に住所を有していない場合には、市長は、受理証明書に代えて転入予定者受付票を交付するものとする。
- 3 前項の規定により転入予定者受付票を交付された者のうちいずれかが転入した場合においては、原則として、転入予定日から14日以内に、住民票の写し等を市長に提出するものとする。この場合において、届出者のいずれかが市内に住所を有することを確認できたときは、市長は、当該届出者から転入予定者受付票を返還させ、受理証明書を交付するものとする。
- 4 受理証明書(前項の規定により交付された場合を除く。)又は転入予定者受付票は、届出者双方が来庁した場合に限り交付する。ただし、届出者双方の来庁が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(受理証明書への子に関する記載)

第6条 届出者の双方又は一方の者と共に暮らす未成年のこどもがいる場合その他市長が適当と認める場合であって、当該届出者が受理証明書に子との関係性の記載を希望するときは、子に関する届出書に当該子の年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。前条第1項の規定により受理証明書の交付を受けた者(以下「交付者」という。)が新たに当該交付者の子との関係性の記載を希望するときも同様とする。

(受理証明書の再交付)

- 第7条 受理証明書の再交付は、交付者が次の各号のいずれかに該当するときに限 り行うものとする。
  - (1) 受理証明書を紛失し、毀損し、又は汚損したとき。

- (2) 氏名を変更したとき。
- (3) 交付者が第6条後段の規定による記載を希望するとき。
- (4) その他特別の事情があると市長が認めたとき。
- 2 前項の規定により、受理証明書の再交付を受けようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書再交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、第14条の規定により届 出書が保存されている場合に限り、受理証明書を再交付するものとする。

(届出内容の変更)

第8条 交付者は、届出の内容に変更があったときは、速やかに、パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出事項変更届を市長に提出するものとする。この場合において、住所に変更があったときは、住民票の写し等を添えるものとする。 (受理証明書の返還)

- 第9条 交付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書返還届を市長に提出し、受理証明書を市長に返還しなければならない。
  - (1) パートナーシップ等が解消されたとき。
  - (2) 双方が市外へ転出したとき。
  - (3) 第3条第2項第3号又は第4号に該当しなくなったとき。
- 2 前項の規定により受理証明書を返還した者が希望する場合は、市長は、当該返還した者に対して、パートナーシップ・ファミリーシップ制度受理事実証明書を 交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定によりパートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書返還届の提出があった場合は、遅滞なく、当該届出を受理した旨を届出者双方に通知するものとする。

(通称名の使用)

第10条 この要綱に基づく届出その他の手続には、戸籍上の氏名と併せて通称名 を使用することができる。

(個人情報の取扱い)

第11条 市長は、届出者から提出された個人情報については、明石市個人情報保護条例(平成13年明石市条例第1号)に基づき適切に取り扱わなければならない。

(市の施策推進)

第12条 市長は、この要綱の趣旨にのっとり、すべての市民が、SOGIEにかかわらず、安心して、ありのままに暮らすことができるまちの実現を目指した施策を行わなければならない。

(市民及び事業者への周知)

第13条 市長は、市民及び事業者が受理証明書の交付の趣旨を理解し、すべての市民が、SOGIEにかかわらず、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応が行われるよう制度の周知に努めるとともに、アウティング(本人のSOGIEを、本人の同意なく第三者に漏らすことをいう。)に関する理解の啓発に努めなければならない。

(届出書の保存期間)

第14条 市長は、届出書を30年間保存するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附 則(令和2年12月23日制定)

この要綱は、令和3年1月8日から施行する。

附 則(令和3年4月1日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

### 議員提出議案第6号

新宿区パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度に関する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月19日

## 提出者

新宿区議会議員

田 中 ゆきえ 高 月 ま な 藤 原 たけき 三雲崇正 久保 こうすけ 雄一郎 志 田 川村 のりあき 近 藤 なつ子 伊 平 かわの 達 男 雨宮武彦

新宿区議会議長 吉 住 はるお 様

新宿区パートナーシップ及びヲァミリーシップ届出制 度に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、パートナーシップ届及びファミリーシップ届 の取扱いに関して、必要な事項を定めることにより、世界に誇る 多様性のまち新宿区に相応しく、多様な性、生き方、個性及び価 値観を受け入れ、誰もがお互いの尊厳を尊重し、共に支え合う地 域の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。
  - (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活 において、経済面、生活面又は精神面で相互に協力し合うこと を約した双方に係る社会生活関係をいう。
  - (2) ファミリーシップ パートナーシップ関係にある双方及びその一方又は双方の未成年の子を含む社会生活関係をいう。
  - (3) パートナーシップ届 区長に対し、パートナーシップの関係 にある者双方が、パートナーシップの関係であることを届け出 ることをいう。
  - (4) ファミリーシップ届 区長に対し、パートナーシップ届に重ねて、ファミリーシップとしての関係を届け出ることをいう。 (対象者の要件)
- 第3条 パートナーシップ又はファミリーシップを形成している者は、その関係にあることを区長に届け出ることができる。
- 2 パートナーシップ届及びファミリーシップ届を提出することができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしている者とする。
  - (1) 届出を行う当日において成年に達していること。

有していること。

- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
  ア 届出をしようとする者の少なくとも一方が、区内に住所を
  - イ 届出をしようとする者の少なくとも一方が、区内への転入

を予定していること。

- (3) 届出をしようとする双方が他の者との間に婚姻関係又はパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 届出をしようとする双方が、民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 734 条から第 736 条の規定により、婚姻をすることができな いとされている関係にないこと。ただし、養親子間のうち同性 間でパートナーシップ関係を築く場合は除く。

(届出の方法)

第4条 パートナーシップ届又はファミリーシップ届を提出しようとする双方(以下「届出者」という。)は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定める様式によるパートナーシップ届出書又はファミリーシップ届出書に必要事項を記入し、規則で定める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(受理証明書等の交付及び再交付)

- 第 5 条 区長は、前条に規定する方法により届け出がされた場合において、提出された届出書及び規則で定める書類を確認の上、第 3 条第 2 項に定める全ての要件を満たしていると認めるときは、届 出者に対し、規則で定める様式によるパートナーシップ届受理証明書又はファミリーシップ届受理証明書を交付する。
- 2 届出者の双方が区内に住所を有していない場合には、区長は、受理証明書に代えて規則で定める様式による転入予定者受付票を 交付する。
- 3 前項の規定により転入予定者受付票を交付された者のうちいずれかが区内に転入した場合、届出者は転入日から14日以内に、住民票の写し等を区長に提出するものとする。この場合において、区長は、届出者の少なくともいずれかが区内に住所を有することを確認した後、当該届出者から転入予定者受付票を返還させ、受理証明書を交付するものとする。
- 4 パートナーシップ届受理証明書又はファミリーシップ届受理証明書の交付を受けた双方(以下「受理証明書被交付者」という。) は、当該証明書の紛失若しくは毀損等の事情のある場合又は当該証明書に記載された氏名に変更があった場合には、規則で定めるところにより、再交付を申請することができる。

(届出事項証明書の発行)

第6条 区長は、受理証明書被交付者からそのパートナーシップ関

係又はファミリーシップ関係について証明することの申請がなされたときは、規則で定める様式によるパートナーシップ届出事項証明書又はファミリーシップ届出事項証明書を発行する。

(届出事項の変更)

第 7 条 受理証明書被交付者は、届出の内容に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、パートナーシップ届 又はファミリーシップ届に係る届出事項変更届を区長に提出するものとする。

(受理証明書の返還)

- 第8条 受理証明書被交付者は、次の各号に該当するときは、規則 で定める様式によりパートナーシップ届受理証明書返還申請書 又はファミリーシップ届受理証明書返還申請書に受理証明書を 添付して、これを区長に提出しなければならない。
  - (1) 受理証明書被交付者双方の意思によりパートナーシップ関係 又はファミリーシップ関係が解消されたとき。
  - (2) 受理証明書被交付者の一方又はファミリーシップ関係に係る 子どもが死亡したとき。
  - (3) 第3条第2項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
  - (4) 受理証明書被交付者がともに区内に住所を有しなくなったとき。

(無効)

- 第9条 パートナーシップ届及びファミリーシップ届は、次に掲げる場合は無効とする。
  - (1) パートナーシップ届又はファミリーシップ届を提出した当事者間にパートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないとき。
  - (2) 第3条第2項各号のいずれかの規定に反しているとき。 (通称名の使用)
- 第 10 条 パートナーシップ届及びファミリーシップ届を提出しようとする者が、社会生活上、戸籍上の氏名とは異なる氏名(以下「通称」という。)を日常的に使用しており、受理証明書に表示される氏名について、通称の使用を希望する場合は、それによることができる。

(施策推進に当たっての配慮)

第11条 区は、諸施策の推進に当たっては、この条例の趣旨を尊重

し、パートナーシップ及びファミリーシップ関係にある当事者に 十分に配慮するものとする。

(区の責務)

第 12 条 区は、区民及び事業者がこの条例の規定に基づいて行われた届出及び区が交付した証明書の趣旨を理解し、それを社会活動の中で最大限に尊重し、公平かつ適切に対応するよう、周知啓発に努め、必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

### (提案理由)

パートナーシップ届及びファミリーシップ届の取扱いに関して、必要な事項を定めることにより、誰もがお互いの尊厳を尊重 し、共に支え合う地域の実現を目指し、もって区民の福祉の増進に 寄与する必要があるため